

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度

令和6年度運用状況報告書

 沖縄県総務部総務私学課

# 目 次

## 〈情報公開制度〉

### I 情報公開制度

1	情報公開制度のあらまし	1
2	広義及び狭義の情報公開制度	2
3	沖縄県の情報公開制度	3

### II 情報公開制度の実施状況

1	公文書開示請求の受付状況	12
2	公文書の実施機関別開示請求状況	13
3	公文書開示請求の処理状況	14
4	部分開示及び不開示の内訳	14
5	不服申立ての状況	15
6	沖縄県情報公開審査会の開催等の状況	15
7	不服申立ての処理状況一覧	22
8	沖縄県情報公開審査会答申概要	27

### III 情報提供の状況

1	行政情報センターの概要	50
2	行政情報センター等の利用状況	51
3	配架行政資料	52

## 〈個人情報保護制度〉

### I 個人情報保護制度

個人情報保護制度のあらまし	53
---------------	----

### II 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報の開示請求等の受付状況	55
2 個人情報の実施機関別開示請求状況	56
3 口頭による情報提供実施状況	57
4 個人情報の請求処理状況	61
5 部分開示及び不開示理由の内訳	62
6 不服申立ての状況	63
7 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況	64
8 不服申立ての処理状況一覧	68
9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要	69

## 〈情報公開制度〉

# I 情報公開制度

## 1 情報公開制度のあらまし

わが国における情報公開制度は、地方自治体としては昭和 57 年 4 月に山形県の金山町で「金山町公文書公開条例」が施行されたのが最初です。都道府県では昭和 58 年 4 月に神奈川県で施行された「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」をはじめとして、現在、全ての都道府県において条例が制定され制度化されています。国においても平成 11 年 5 月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」を公布し、平成 13 年 4 月から施行されています。

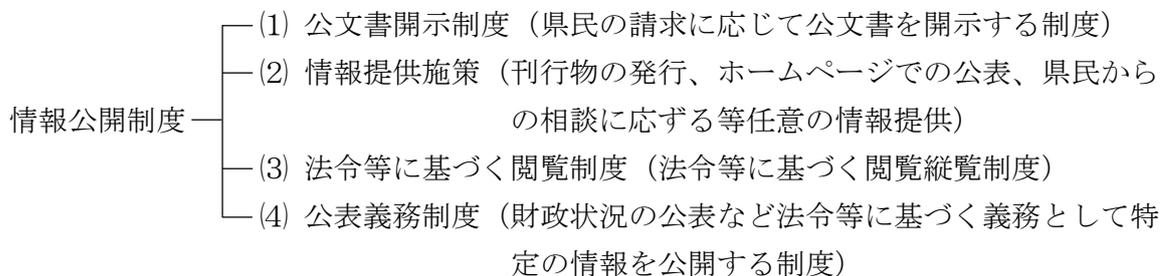
公正で開かれた行政を実現するためには、県の行政機関が保有する情報が広く県民に公開される必要があります。

県の行政機関が保有する情報を県民に提供するにあたっては、刊行物の発行、報道機関への発表等、県の行政機関が主体となって行う多種多様な方法があります。このような情報提供施策を適切に実施すれば、県民の行政に関する情報についての要求に相当程度において応えることは可能です。しかし、これらは県の行政機関側からの任意の情報提供であること、その主たる目的は県の行政機関の事業の遂行に資するためであることなどから、情報を求める県民の要望を充たすのに必ずしも十分でない場合があります。

そこで、県民が主体となり県の行政機関が保有する情報を入手する手段が必要となります。これを制度化したのが公文書開示制度であります。同制度は、行政機関が保有する公文書の開示を求める県民の請求権を明らかにし、県民が請求すれば原則としてすべての公文書を開示することを県の行政機関に義務付けており、情報提供施策と併せて情報公開制度と呼ばれています。

## 2 広義及び狭義の情報公開制度

広義の情報公開制度は、下記のように4つの制度に区分することができます。



狭義の情報公開制度は、公文書開示制度のことをいいますが、沖縄県情報公開条例では、公文書開示制度とあわせて行政資料等による積極的な情報提供の推進に努めることとしています。

情報公開制度と公文書開示制度等の関係図

		実施機関の義務の有無		任 意 的
		義 務 的		
情報公開制度	請求の有無			
		請求によるもの	(3)法令等に基づく 閲覧制度 ・ 関係文書閲覧 及び写しの交付	(1)公文書開示 制度
	請求によらないもの	(4)法令等に基づく公表義務制度 ・ 条例、規則の公布 ・ 財政状況の公表		(2)自主的な情報提供 ・ 刊行物の発行 ・ ホームページでの公表 ・ 報道機関への 情報提供

### 3 沖縄県の情報公開制度

本県では、沖縄県情報公開条例（平成3年12月26日公布。以下、「条例」という。）を制定し、平成4年7月1日から施行しました。また、情報公開法との調整等を図るため、条例を全部改正し、新たな条例を公布しました（平成13年10月23日公布）。新たな条例は、平成14年1月1日から施行されました。

新たな条例は、「地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資すること」を目的（条例第1条）としています。

平成26年6月には、公正性の向上及び不服申立て制度の使いやすさ向上の観点から、行政不服審査法が全部改正され（平成28年4月1日施行）、それに伴い、条例においても平成27年12月に所要の改正を行いました（平成28年4月1日施行）。

改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項は、審査請求がされた審査庁は、原則として審理員を指名しなければならない旨規定していますが、同項ただし書において、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」には、審理員の指名を要しないこととされているため、本条例に基づく審査請求においては、第三者機関である沖縄県情報公開審査会において、公正かつ客観的に開示可否を判断しており、実質的に審理の公正性が確保されているため、審理員による審理手続を適用除外としています。

他に、不服申立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、「審査請求」、「裁決」等用語の整理を行い、また、開示請求に係る不作為事件を沖縄県情報公開審査会の諮問の対象としました。

平成29年6月には、沖縄県個人情報保護条例の個人情報の定義が改正されたことに伴い、不開示情報である個人に関する情報の記述等の具体的事項を規定する改正を行いました（平成29年7月25日施行）。

また、令和3年4月から沖縄県立芸術大学が公立大学法人に移行することに伴い、「県が設立した地方独立行政法人」を実施機関に規定する改正を令和2年12月に行いました（令和3年4月1日施行。令和4年4月からは沖縄県立看護大学も公立大学法人として実施機関に該当）。

令和7年3月には、沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和7年沖縄県条例第3号。以下「公文書等管理条例」という。）が公布されたことに伴い、公文書等管理条例に規定する特定歴史公文書等を開示請求の対象となる公文書から除き、また、公文書の管理に関する規定を削除する等の改正を行いました（令和8年4月1日施行）。

## 1 基本的な考え方

本県の公文書開示制度は、次のことを制度の基本原則としています。

- (1) 県が保有する情報は原則として開示することとし、不開示とするものは必要最小限度にとどめるものとする（原則開示）。
- (2) 個人に関する情報は、不開示を原則として最大限に保護するものとする。
- (3) 県民に分かりやすく利用しやすい制度とすること。

## 2 条例の特色

本県の条例は、以下の点に特色があります。

- (1) 条例の目的に、「知る権利の尊重」、「説明責任」及び「県政への参加と監視」を明記したこと。
- (2) 公文書の開示を実施する県の機関（実施機関）に公安委員会及び警察本部長を加えたこと（平成14年7月1日から実施機関となった。）。
- (3) 条例の開示請求の対象となる公文書を決裁・供覧済みの文書から組織共用文書に拡大し、電磁的記録も対象としたこと。
- (4) 請求権者を拡大し、「何人も」請求できるようにしたこと。

## 3 条例の概要

### (1) 目的（第1条）

本条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、「公文書の開示を請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」ことを手段として、「県政に対する県民の理解と信頼を深める」ことを第一次的な目的とし、「県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資する」ことを高次の目的とする。

### (2) 実施機関（第2条第1項）

本条例に基づき公文書の開示を実施する機関は、次の16機関がある。

- |                 |            |                 |
|-----------------|------------|-----------------|
| ・知事             | ・議会        | ・教育委員会          |
| ・公安委員会          | ・警察本部長     | ・選挙管理委員会        |
| ・監査委員           | ・人事委員会     | ・労働委員会          |
| ・収用委員会          | ・海区漁業調整委員会 | ・内水面漁場管理委員会     |
| ・公営企業の管理者       | ・病院事業の管理者  | ・公立大学法人沖縄県立芸術大学 |
| ・公立大学法人沖縄県立看護大学 |            |                 |

※平成3年の条例制定当初には議会、公安委員会、警察本部長は規定されていなかったが、平成10年12月議会で議会提案により議会が、平成13年9月議会で公安委員会及び警察本部長が、令和2年11月議会で県が設立した地方独立行政法人が

追加された。

**(3) 公文書（第2条第2項）**

「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。

イ 沖縄県公文書館その他知事が規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

**(4) 開示請求権（第5条）**

- ・ 何人も

「何人も」には、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人でない社団等も含まれる。

- ・ 開示請求権の一般的性格

本条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

また、この開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、条例第8条に規定する部分開示による場合及び条例第17条に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

**(5) 開示請求の手續（第6条）**

開示請求権を明確にするため、開示請求は次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならないこととしている。

なお、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴い、現在は沖縄県ホームページから電子申請もできる。

- ・ 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- ・ 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

**(6) 公文書の開示義務・不開示情報（第7条）**

- ・ 条例の基本理念は、原則開示である。
- ・ 不開示情報は、次のとおりである。

ア 法令秘情報（第1号）

法令又は条例の規定により、公にすることができないと認められる情報。

イ 個人に関する情報（第2号）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ウ 法人等に関する情報（第3号）

法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

エ 公共の安全等に関する情報（公安委員会及び警察本部長以外の実施機関）（第4号）

公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であって、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの。

オ 公共の安全等に関する情報（公安委員会又は警察本部長）（第5号）

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報。

カ 審議、検討等に関する情報（第6号）

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

キ 事務又は事業に関する情報（第7号）

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(7) 部分開示（第8条）

開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(8) 公益上の理由による裁量的開示（第9条）

実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、

開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

**(9) 公文書の存否に関する情報（第10条）**

開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

本条を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。

**ア 特定の個人の病歴に関する情報（第7条第2号）**

ある人を名指しして、特定の県立病院に入院していたときのカルテの請求があった場合、当該公文書はあるが、第2号により不開示と回答したのでは、そのことのみで、名指しされた者が当該病院に入院していた事実が明らかになり、プライバシー侵害となる。

**イ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第7条第3号）**

特定企業を名指しして新商品の開発計画に関する公文書の開示を請求することにより、特定企業の企業戦略が競争企業に知られ、競争上の地位を侵害することが生じ得る。

**ウ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第7条第4号及び第5号）**

犯人が無関係の第三者に依頼して内偵捜査に関する公文書の開示請求をしたような場合、当該文書の存在を知られることにより、捜査の密行性が損なわれ証拠湮滅を容易にしたりするおそれがある。

**エ 政策決定の検討状況の情報（第7条第6号）**

道路建設計画を検討している公文書につき、A市〇〇町地域の道路建設計画という特定の名前を挙げて探索的な請求をすることにより、道路建設計画を推測され、土地の買占めなどの投機を招くおそれがある。

**オ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7条第7号）**

保育士試験の問題作成後、試験実施前に「児童福祉施設最低基準に関する保育士問題に関する文書（当該年度）」というように特定分野に限定した請求が出された場合、文書は存在するが第7号により不開示と答えた場合には、当該問題が出題されることを開示請求者に知らせてしまうことになるし、不存在と回答すれば、当該問題が出題されないことを知らせてしまうことになる。

**(10) 開示請求に対する措置（第11条）**

実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をし、書面により通知しなければならない。

本条による通知は、知事が保有する公文書の開示等に関する規則第3条に規定する次の書面で行う。

- ア 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（規則第 4 号様式）
- イ 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（規則第 5 号様式）
- ウ 公文書を開示しない旨の決定（エ及びオ以外） 公文書不開示決定通知書（規則第 6 号様式）
- エ 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき 公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書（規則第 7 号様式）
- オ 開示請求に係る公文書を保有していないとき 公文書不存在による不開示決定通知書（規則第 8 号様式）

**(11) 開示決定等の期限（第 12 条）**

開示決定等は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長すること（開示請求があった日から起算して最大 45 日）ができる。

**(12) 開示決定等の期限の特例（第 13 条）**

著しく大量な公文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めた。

本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。

- ア 開示請求のあった日から起算して 15 日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- イ 開示請求のあった日から起算して 45 日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
- ウ 相当の期間（アの通知において、その期限を示す。）内に、残りの部分について開示決定等を行う。

**(13) 事案の移送（第 15 条）**

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

**(14) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第 16 条）**

- ア 第三者（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者）に関する情報が記録されている公文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができる。
- イ 公益上の理由により開示しようとするときは、当該機会を与えなければならない。
- ウ 当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示

決定をするときには、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置いて、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図る。

**(15) 開示の実施（第17条）**

ア 「文書又は図画」の開示の方法

「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する

「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を光ディスク等に複写、などの方法によることもできる。

イ 「電磁的記録」の開示の方法

電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が規則で定める」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴や、用紙に出力したものと及び光ディスク等に複写したものなどの交付が定められている（施行規則第5条参照）。

ウ 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあるとき等の写しの閲覧（ただし書）

文書、図画の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には、写しによることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、これの写しに墨塗りをしたもの又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

**(16) 他の制度との調整（第18条）**

ア 他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が開示することとされている場合には、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。

イ 県の図書館、博物館その他の県の施設又は機関において管理している公文書

であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、この条例に基づく開示請求を認めない。

ウ 「その他の県の施設又は機関」には、次のようなものがある。

- ・ 行政情報センター
- ・ 宮古行政情報コーナー
- ・ 八重山行政情報コーナー

**(17) 費用負担（第 19 条）**

公文書の写しの作成及び送付に要する費用の負担について定めた。

**(18) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第 20 条）**

開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

**(19) 沖縄県情報公開審査会への諮問（第 21 条）**

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求を受け当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、原則として沖縄県情報公開審査会への諮問を義務付けた。

ア 沖縄県情報公開審査会への諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

イ 諮問をした実施機関は、審査請求人や参加人等へ諮問をした旨を通知しなければならない。

**(20) 沖縄県情報公開審査会（第 23 条）**

ア 第 21 条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する。

イ 情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ答申し、及び意見を述べることができる。

**(21) 調査審議手続の非公開（第 28 条）**

沖縄県情報公開審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

**(22) 情報提供の推進（第 31 条）**

ア 「情報公開制度」は、公文書開示制度と情報提供の二本柱から成るものであり、公正で開かれた県政の推進のため、情報提供施策の充実を図ることを定めた。

イ 「情報提供」とは、県が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じてその保有する情報を県民に提供することをいう。

具体的には、テレビやラジオでの放送、各種の広報紙誌の発行、行政資料の配布、県ホームページによる情報提供、担当課（所）での説明等をいう。

また、行政情報センターでは、各課（所）等が発行する行政資料等を入手するとともに、行政資料目録を発行し、当該行政資料の閲覧・所在案内を行

っている。

**(23) 出資等法人の情報公開（第 33 条）**

県が出資その他財政支出等を行う法人であつて、実施機関が定める「出資等法人」は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を行うよう努めること、また、実施機関は、出資等法人に対し情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めた。

**(24) 運用状況の公表（第 37 条）**

公文書開示制度の適正な運営と健全な発展を期するため、毎年度、公文書の開示の運用状況を公表するものとする。

**(25) 適用除外（第 38 条）**

本条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）の適用除外とされている公文書については、本条例を適用しないことを定めたものである。

情報公開法の適用除外とすることが定められているものとして、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」や漁業法に規定する「免許漁業原簿」等があるが、これらの公文書の開示・不開示の取扱いは、個別法において体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、国の場合は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により情報公開法を適用しないこととしている。

したがって、このような公文書を実施機関が管理している場合、国の情報開示制度との整合性を考慮し、本条例も適用しないこととするものである。

## Ⅱ 情報公開制度の実施状況

### 1 公文書開示請求の受付状況

令和6年度における公文書の開示請求は 1,978 件であり、前年度の 1,808 件に比べ、170 件(約 9.4%)の増となっている。

特に環境部、土木建築部及び警察本部長への開示請求が増加しており、その要因として、特定の事業に関する開示請求が増加したことが挙げられる。

表1 公文書開示請求の受付状況 (単位:件)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
本 庁 (行政情報センター)	1,495	1,577	1,417	1,524	1,708
出 先 機 関	185	315	338	249	173
公安委員会	2	0	0	0	1
警察本部長	26	30	41	35	96
公立大学法人 県立芸術大学		0	0	0	0
公立大学法人 県立看護大学			0	0	0
合 計	1,708	1,922	1,796	1,808	1,978

注1 開示請求とは、沖縄県情報公開条例第6条の規定に基づく請求である。

2 件数は、提出された請求書の受付延件数である。

## 2 公文書の実施機関別開示請求状況

請求件数の実施機関別の割合は、知事部局 86.4%、教育委員会 6.2%、警察本部長 4.9%となっている。知事部局について部別に見ると、保健医療介護部が 39.7%、土木建築部が 25.9%を占めている。

表2 実施機関別の請求状況 (単位:件)

年 度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実施機関						
	知事公室	33	61	55	82	95
	総務部	18	25	23	40	45
	企画部	23	24	9	20	13
	環境部	94	94	140	141	204
	生活福祉部 ※1	30	24	30	34	20
	子ども未来部 ※1					15
	保健医療介護部 ※2	587	782	769	713	678
	農林水産部	281	177	183	167	154
	商工労働部	23	17	8	16	17
	文化観光スポーツ部	18	32	16	14	23
	土木建築部	404	445	384	366	443
	出納事務局	3	6	2	3	2
	知事部局計	1,514	1,687	1,619	1,596	1,709
	議 会	4	3	3	2	4
	教育委員会	88	122	77	107	123
	選挙管理委員会	16	7	8	24	14
	人事委員会	0	1	0	2	1
	監査委員	1	2	0	0	0
	労働委員会	0	0	0	0	0
	収用委員会	3	1	0	2	0
	海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
	内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
	企 業 局	49	56	39	29	25
	病院事業局	5	13	9	11	5
	公安委員会	2	0	0	0	1
	警察本部長	26	30	41	35	96
	公立大学法人 県立芸術大学		0	0	0	0
	公立大学法人 県立看護大学			0	0	0
	合 計	1,708	1,922	1,796	1,808	1,978

※1 R2年度～R5年度は、組織改編前の子ども生活福祉部の件数を記載。

※2 R2年度～R5年度は、組織改編前の保健医療部の件数を記載。

### 3 公文書開示請求の処理状況

表3 処理状況 (単位:件)

区 分		年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
請 求 件 数			1,708	1,922	1,796	1,808	1,978
処 理 状 況	決 定 済	開 示	909	964	897	806	765
		部 分 開 示	596	705	682	743	870
		不 開 示	35	44	30	31	29
		存否応答拒否	4	11	9	1	14
		不 存 在	269	341	377	427	529
	小 計		1,813	2,065	1,995	2,008	2,207
取 下 げ			36	44	37	25	53
合 計			1,849	2,109	2,032	2,033	2,260

注 1件の開示請求に対し、複数の決定をした場合があるため、請求件数と決定(処理)件数は一致しない。

### 4 部分開示及び不開示の内訳

公文書の開示可否の決定に関して、条例第7条各号に該当し、部分開示及び不開示の決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表4 不開示理由事項別内訳 (単位:件)

区 分		年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号 法令秘情報			2	3	10	5	8
2号 個人に関する情報			457	605	588	662	762
3号 法人等に関する情報			168	197	166	151	169
4号 公共の安全等に関する情報 (公安委員会及び警察本部長以外)			7	6	14	6	28
5号 公共の安全等に関する情報 (公安委員会又は警察本部長)			11	3	5	8	24
6号 審議、検討等に関する情報			29	23	30	39	52
7号 事務又は事業に関する情報			60	96	83	68	120
合 計			734	933	896	939	1,163

注 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数とは一致しない。

## 5 不服申立ての状況

令和6年度は、公文書の開示に関する決定に対し、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てが前年度からの継続分を含めて155件あり、そのうち42件が審査会へ諮問された。

表5 不服申立ての状況

(単位: 件、回)

年度	不服申立て	取下げ 又は 却下	諮問	審議 回数 (回)	諮問に対する処理状況(内訳)							
					審議前	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
									認容	一部 認容	棄却	その他
令和2年度	18(10)	1(1)	15(5)	9	5	1	0	9(5)	2	3(2)	4(3)	0
令和3年度	43(7)	2	32(7)	11	18	6(1)	0	8(6)	0	2(2)	5(3)	1(1)
令和4年度	54(33)	0	37(24)	9	14(1)	9(9)	0	14(14)	0	2(2)	12(12)	0
令和5年度	64(39)	0	33(23)	12	15(5)	10(10)	0	8(8)	0	1(1)	7(7)	0
令和6年度	155(56)	1	42(40)	12	24(23)	7(7)	1	10(10)	0	1(1)	9(9)	0

注1 括弧書きの件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

2 諮問併合があった場合は、諮問とその内訳の数は一致しない。

3 令和4年度の諮問の内1件は、審査請求4件を併合したものであり、令和6年度の諮問の内1件は、審査請求3件を併合したものである。

## 6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況

沖縄県情報公開審査会は、平成4年7月1日の条例施行と同時に沖縄県公文書公開審査会として設置され、知事が委嘱する5人の委員によって構成された。新たな条例の施行に伴い、平成14年1月1日から名称が沖縄県情報公開審査会に改められた。

委員の任期は2年、令和6年度の審査会の開催回数は12回となっている。

表6 沖縄県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

任期: 令和7年1月9日～令和9年1月8日(2年)

(令和7年3月31日現在)

氏名	役職等	備考
柴田 優人	沖縄国際大学講師	会長職務代理者
高良 誠	弁護士	
徳本 和秀	弁護士	
中村 政也	弁護士	
西山 千絵	琉球大学准教授	会長

表7 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
令和6年4月24日	第355回	<p>(1) 沖縄県教育委員会教育長諮問第8号「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問子第15号「1945年以降入退園措置児童名簿」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問子第1号「『第1回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』議事録、議事概要」等に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問環第17号「沖縄県中部保健所に提出された特定の質問書及び特定の開示請求書への情報」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和6年5月29日	第356回	<p>(1) 沖縄県諮問子第15号「1945年以降入退園措置児童名簿」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問子第1号「『第1回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』議事録、議事概要」等に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問土第1号「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問環第17号「沖縄県中部保健所に提出された特定の質問書及び特定の開示請求書への情報」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和6年6月26日	第357回	<p>(1) 沖縄県諮問子第15号「1945年以降入退園措置児童名簿」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問子第1号「『第1回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』議事録、議事概要」等に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問土第1号「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問環第17号「沖縄県中部保健所に提出された特定の質問書及び特定の開示請求書への情報」に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p>
令和6年7月29日	第358回	<p>(1) 沖縄県諮問子第1号「『第1回沖縄県不当な差別的言動に関</p>

		<p>する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』議事録、議事概要」等に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問土第1号「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問環第17号「沖縄県中部保健所に提出された特定の質問書及び特定の開示請求書への情報」に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p>
令和6年8月26日	第359回	<p>(1) 沖縄県諮問土第1号「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖公委（捜一）第4号「平成22年に発生した特定の火災に係る火災報告書、出動した警察署（火災出動報告書）、火災現場検証報告書（火災原因調査報告書）」に係る公文書の存在を明らかにしない不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問保第7号「特定の病院における災害拠点病院の指定に係る申請等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問土第1号「土砂災害防止法に基づく基礎調査伊舎堂区域 F-G ブロックの基礎調査の成果」に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p>
令和6年9月24日	第360回	<p>(1) 沖公委（捜一）第4号「平成22年に発生した特定の火災に係る火災報告書、出動した警察署（火災出動報告書）、火災現場検証報告書（火災原因調査報告書）」に係る公文書の存否を明らかにしない不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問保第7号「特定の病院における災害拠点病院の指定に係る申請等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問子第17号「特定の個人に関する沖縄県社会福祉審議会審査部会の答申」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問土第1号「土砂災害防止法に基づく基礎調査伊舎堂区域 F-G ブロックの基礎調査の成果」に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p>
令和6年10月28日	第361回	<p>(1) 沖縄県諮問環第3号「中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から溶融炉の運用を休止することを検討していたときに、県が同組合に対する防衛省の補助目的を達成するための条件（補助対象財産である青葉苑を使用してキャンプ瑞慶覧から</p>

		<p>排出される「米軍ごみ」の適正な処理を行うこと」と、同省が定めている財産処分の承認基準における補助対象財産の所有年数だけを根拠に補助金適正化法の規定に基づく報告のみで溶融炉を廃止することができるという技術的援助を与えていた理由と法的根拠が分かる公文書」等4件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問保第7号「特定の病院における災害拠点病院の指定に係る申請等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問子第17号「特定の個人に関する沖縄県社会福祉審議会審査部会の答申」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問土第1号「土砂災害防止法に基づく基礎調査伊舎堂区域 F-G ブロックの基礎調査の成果」に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p>
令和6年11月25日	第362回	<p>(1) 沖縄県諮問環第3号「中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から溶融炉の運用を休止することを検討していたときに、県が同組合に対する防衛省の補助目的を達成するための条件（補助対象財産である青葉苑を使用してキャンプ瑞慶覧から排出される「米軍ごみ」の適正な処理を行うこと）」と、同省が定めている財産処分の承認基準における補助対象財産の所有年数だけを根拠に補助金適正化法の規定に基づく報告のみで溶融炉を廃止することができるという技術的援助を与えていた理由と法的根拠が分かる公文書」等4件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問保第7号「特定の病院における災害拠点病院の指定に係る申請等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問保第7号「特定の病院における災害拠点病院の指定に係る申請等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問土第1号「土砂災害防止法に基づく基礎調査伊舎堂区域 F-G ブロックの基礎調査の成果」に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p>
令和6年12月23日	第363回	<p>(1) 沖縄県諮問環第3号「中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から溶融炉の運用を休止することを検討していたときに、県が同組合に対する防衛省の補助目的を達成するための条件（補助対象財産である青葉苑を使用してキャンプ瑞慶覧から排出される「米軍ごみ」の適正な処理を行うこと）」と、同省が定</p>

		<p>めている財産処分の承認基準における補助対象財産の所有年数だけを根拠に補助金適正化法の規定に基づく報告のみで溶融炉を廃止することができるという技術的援助を与えていた理由と法的根拠が分かる公文書」等4件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問環第4号「県が「第四期廃棄物処理計画」を定めるときに、廃棄物処理法第5条の5第3項の規定に従って意見を聴いていた関係市町村のうち、浦添市と中城村と北中城村の意見の内容が分かる公文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問商第3号「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認について（起案一式）（『地域経済牽引事業計画』を含む）」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問保第7号「特定の病院における災害拠点病院の指定に係る申請等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県諮問子第17号「特定の個人に関する沖縄県社会福祉審議会審査部会の答申」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6) 沖縄県諮問土第1号「土砂災害防止法に基づく基礎調査伊舎堂区域 F-G ブロックの基礎調査の成果」に係る公文書開示決定に対する審査請求について</p>
令和7年1月21日	第364回	<p>(1) 沖縄県諮問環第3号「中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から溶融炉の運用を休止することを検討していたときに、県が同組合に対する防衛省の補助目的を達成するための条件（補助対象財産である青葉苑を使用してキャンプ瑞慶覧から排出される「米軍ごみ」の適正な処理を行うこと）と、同省が定めている財産処分の承認基準における補助対象財産の所有年数だけを根拠に補助金適正化法の規定に基づく報告のみで溶融炉を廃止することができるという技術的援助を与えていた理由と法的根拠が分かる公文書」等4件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問環第4号「県が「第四期廃棄物処理計画」を定めるときに、廃棄物処理法第5条の5第3項の規定に従って意見を聴いていた関係市町村のうち、浦添市と中城村と北中城村の意見の内容が分かる公文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖公委（地）第123号「近隣トラブルにおいて迷惑通報もしくは嫌がらせ通報などを一方当事者から受けて警察官が臨場し</p>

		<p>た時の対応処要領を示した内部文書等」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖公委（捜一）第6号「特定個人の『死体検案書』」に係る公文書の存否を明らかにしない不開示決定に対する審査請求について</p>
令和7年2月13日	第365回	<p>(1) 沖縄県諮問環第3号「中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から溶融炉の運用を休止することを検討していたときに、県が同組合に対する防衛省の補助目的を達成するための条件（補助対象財産である青葉苑を使用してキャンプ瑞慶覧から排出される「米軍ごみ」の適正な処理を行うこと）と、同省が定めている財産処分の承認基準における補助対象財産の所有年数だけを根拠に補助金適正化法の規定に基づく報告のみで溶融炉を廃止することができるという技術的援助を与えていた理由と法的根拠が分かる公文書」等4件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問環第4号「県が「第四期廃棄物処理計画」を定めるときに、廃棄物処理法第5条の5第3項の規定に従って意見を聴いていた関係市町村のうち、浦添市と中城村と北中城村の意見の内容が分かる公文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖公委（地）第123号「近隣トラブルにおいて迷惑通報もしくは嫌がらせ通報などを一方当事者から受けて警察官が臨場した時の対応処要領を示した内部文書等」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖公委（捜一）第6号「特定個人の『死体検案書』」に係る公文書の存否を明らかにしない不開示決定に対する審査請求について</p>
令和7年3月27日	第366回	<p>(1) 沖縄県諮問環第3号「中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から溶融炉の運用を休止することを検討していたときに、県が同組合に対する防衛省の補助目的を達成するための条件（補助対象財産である青葉苑を使用してキャンプ瑞慶覧から排出される「米軍ごみ」の適正な処理を行うこと）と、同省が定めている財産処分の承認基準における補助対象財産の所有年数だけを根拠に補助金適正化法の規定に基づく報告のみで溶融炉を廃止することができるという技術的援助を与えていた理由と法的根拠が分かる公文書」等4件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問環第4号「県が「第四期廃棄物処理計画」を定めるときに、廃棄物処理法第5条の5第3項の規定に従って意見</p>

	<p>を聴いていた関係市町村のうち、浦添市と中城村と北中城村の意見の内容が分かる公文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖公委（地）第123号「近隣トラブルにおいて迷惑通報もしくは嫌がらせ通報などを一方当事者から受けて警察官が臨場した時の対応処要領を示した内部文書等」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖公委（捜一）第6号「特定個人の『死体検案書』」に係る公文書の存否を明らかにしない不開示決定に対する審査請求について</p>
--	--

## 7 不服申立ての処理状況一覧

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
1	R3.12.2 教育委員会	令和3年度実施沖縄県公立学 校学校管理職候補者試験判 定会議資料	①R3.11.18 ②R3.11.25 ③不開示	第7号	①R4.3.4 ②R6.4.24 ③答申第156号 ④棄却	①R6.5.1 ②棄却	
	学校人事課(沖縄 県教育委員会教育 長諮問第8号)						
2	R3.4.26 教育委員会	子どもの自殺が起きたときの背 景調査における基本調査報告 書等	①R3.3.22 ②R3.4.14 ③部分開示	第2号	①R4.3.8 ②R6.3.26 ③答申第155号 ④棄却	①R6.4.8 ②棄却	
	県立学校教育課 (沖縄県教育委員 会教育長諮問第10 号)						
3	R3.8.11 知事	「第1回沖縄県不当な差別的 言動に関する法制面からの専 門家を交えた準備検討会議」 議事録、議事概要等	①R3.7.16 ②R3.8.2 ③不開示、 部分開示	第6号 第7号	①R4.5.12 ②R6.7.29 ③答申第158号 ④棄却	①R6.10.3 ②棄却	
	女性力・平和推進 課(沖縄県諮問子 第1号)						
4	R3.12.24 知事	県が「第四期廃棄物処理計 画」を定めるときに、廃棄物処 理法第5条の5第3項の規定に 従って意見を聴いていた関係 市町村のうち、浦添市と中城 村と北中城村の意見の内容が 分かる公文書	①R3.9.10 ②R3.12.3 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R4.6.8		
	環境整備課(沖縄 県諮問環第4号)						
5	R4.1.25 知事	1945年以降入退園措置児童 名簿	①R3.11.13 ②R3.11.29 ③部分開示	第2号	①R4.3.11 ②R6.6.26 ③第157号 ④棄却	①R6.7.31 ②棄却	
	青少年・子ども家庭 課(沖縄県諮問子 第15号)						
6	R4.2.14 知事	中城村北中城村清掃事務組 合が平成26年度から溶融炉の 運用を休止することを検討し ていたときに、県が同組合に対 する防衛省の補助目的を達成 するための条件(補助対象財 産である青葉苑を使用して キャンプ瑞慶覧から排出される 「米軍ごみ」の適正な処理を行 うこと)と、同省が定めている財 産処分の承認基準における補 助対象財産の経過年数(補助 事業者が補助目的のために事 業を実施した年数)を無視し て、補助対象財産の所有年数 だけを根拠に補助金適正化法 の規定に基づく報告のみで溶 融炉を廃止することができる という技術的援助を与えていた 理由と法的根拠が分かる公文 書等	①R4.1.11 ②R4.1.27 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R4.6.8 ②R7.3.27 ③答申第165号 ④棄却		
	環境整備課(沖縄 県諮問環第3号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
7	R4.3.25	(1)2019年11月以降、国頭村や東村の北部訓練場返還地で発見された空包や銃弾などを警察官が回収しなくなった理由に関する警察庁、沖縄防衛局、森林管理署、環境省、米軍等関係機関との協議、連絡、指示、上申等やり取りに係る行政文書の一切 (2)2019年10月7日まで、国頭村や東村の北部訓練場返還地で発見された空包や銃弾などを警察官が回収していた理由・根拠とされる取り決めや協定などの行政文書、警察庁、沖縄防衛局、森林管理署、環境省、米軍等関係機関との協議、連絡、指示、上申等のやり取りに係る本件の顛末が判然とする行政文書の一切	①(1)R3.12.17 (2)R4.2.4 ②(1)R4.1.18 (2)R4.2.21 ③(1)不存在による不開示 (2)不存在による不開示	第11条第2項	①R4.11.11		
	公安委員会						
8	R4.3.25	特定の個人に関する沖縄県社会福祉審議会審査部会の答申	①R4.3.3 ②R4.3.16 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R5.3.15 ②R6.12.23 ③答申第163号 ④棄却	①R7.3.18 ②棄却	
	知事						
9	R4.4.1	沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛	①R4.2.22 ②R4.3.8 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R4.7.7 ②R6.8.26 ③答申第160号 ④棄却	①R6.9.10 ②棄却	
	知事						
10	R4.5.16	キャンプシュワブ第2ゲート以北の共同使用地(2021年6月17日日米合同委員会承認)を含む一帯で、防衛局から提出された赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書	①R4.3.3 ②R4.4.11 ③部分開示	第2号 第3号 第7号	①R4.12.5		
	知事						
11	R4.6.15	特定の企業が作成・提出した地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認について(起案一式)、『地域経済牽引事業計画』を含む)	①R4.3.24 ②R4.5.9 ③部分開示	第2号 第3号 第7号	①R4.9.22		
	知事						
12	R4.8.3	廃棄物処理法第4条第1項の規定により、市町村は一般廃棄物の適正な処理に必要な施設の整備を行うことに努めなければならないことになっているが、沖縄県の市町村が整備を行うことに努めなければならない一般廃棄物の処理施設から、最終処分場が除外されていることが分かる公文書(沖縄県に対する環境省の事務連絡の記録等を含む)	①R4.5.17 ②R4.7.4 ③不存在による不開示	条例第11条第2項	①R6.1.18		
	知事						
13	R4.8.4	令和3年5月24日付け沖防第3213号 林地開発協議書	①R4.2.15 ②R4.7.13 ③部分開示	第2号 第3号 第4号 第7号	①R4.10.19		
	知事						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
14	R4.8.8 公安委員会	平成22年に発生した特定の火災に係る火災報告書、出動した警察署(火災出動報告書)、火災現場検証報告書(火災原因調査報告書)	①R4.7.7 ②R4.7.25 ③存否応答拒否による不開示	第10条	①R4.10.28 ②R6.9.24 ③答申第161号 ④棄却	①R6.11.28 ②棄却	
	捜査第一課(沖公委(捜一)第4号)						
15	R4.8.15 知事	特定の病院における災害拠点病院の指定に係る申請等の文書	①R4.6.16 ②R4.7.29 ③部分開示	第2号 第3号	①R5.1.17 ②R6.12.23 ③答申第162号 ④一部認容	①R6.12.25 ②一部認容	
	医療政策課(沖縄県諮問保第7号)						
16	R4.8.29 知事	土砂災害防止法に基づく基礎調査(伊舎堂区域F-Gブロックの基礎調査の成果)	①R4.7.28 ②R4.8.12 ③開示	-	①R5.4.7 ②R6.12.23 ③答申第164号 ④棄却	①R7.1.24 ②棄却	
	海岸防災課(沖縄県諮問土第1号)						
17	R4.2.15(2件) R4.10.24(2件) 知事	辺野古新基地建設事業の設計変更申請書に関して、沖縄県から防衛局に出した質問書と、それに対する防衛局の回答。また、同申請書について、防衛局と県の間でかわされた全ての文書	①(1)R3.11.26 (2)R4.7.11 ②(1)R4.1.24 (2)R4.1.24 ③(1)部分開示、 不開示 (2)部分開示、 不開示	第7号	①R5.3.17		
	海岸防災課(沖縄県諮問土第18号)						
18	R4.9.5 知事	沖縄県中部保健所に提出された特定の質問書及び特定の開示請求書への情報	①R4.8.10 ②R4.8.23 ③開示	-	①R4.12.19 ②R6.7.29 ③答申第159号 ④棄却	①R6.8.30 ②棄却	
	環境整備課(沖縄県諮問環第17号)						
19	R4.12.22 知事	伊平屋村が県に対して行った自主返還の申出に対し、県が行った内閣府沖縄総合事務局及び伊平屋村との調整、協議、対応その他これらに準じる一切の行為に係る会議、打合せ、連絡、報告その他これらに準じる一切の行為(以下「会議等」という。)に関し、会議等の日程・場所・出席者・内容、会議等に係る上司等への報告及びその他会議等に関する一切の文書が記載された行政文書	①R4.10.26 ②R4.12.9 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R5.6.29		
	漁港漁場課(沖縄県諮問農第4号)						
20	R5.3.28 教育委員会	令和4年度実施管理職候補者選考試験実施要領等	①R4.1.9 ②(1)R5.1.27 (2)R5.1.27 ③(1)部分開示 (2)不存在による不開示	(1)第7号 (2)第11条第2項	①R5.6.7		
	学校人事課(沖縄県教育委員会教育長諮問第1号)						
21	R5.3.31 知事	沖縄県が、関係市町村に対し、補助金事務の適正化を図るため開催した説明会で使用したスライドに記載されていた「※メールのやりとりについては、村担当者と県担当者のメールを全て打ち出し、内容の確認を行っている」との内容に関する当該打ち出しされたメール文書	①R5.2.14 ②R5.3.29 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R5.6.29		
	漁港漁場課(沖縄県諮問農第3号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
22	R5.4.14	事業主体「伊平屋村」、事業名「漁村地域整備交付金」、地区名「伊平屋」の繰越ヒアリングに係る「④ヒアリングの内容及び結果を記録した文書」及び「⑤ヒアリングの内容及び結果等を上司等に報告した報告文書及び決裁文書(添付等資料を含む)」	①R5.2.14 ②R5.3.29 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R5.7.21		
	知事						
23	R5.4.23	特定個人の「死体検案書」	①R5.2.15 ②R5.3.6 ③存否を明らかにしない不開示	第10条	①R5.8.25		
	公安委員会						
24	R5.5.15	近隣トラブルにおいて迷惑通報もしくは嫌がらせ通報などを一方当事者から受けて警察官が臨場した時の対応対処要領を示した内部文書等	①R5.4.5 ②R5.4.26 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R5.8.18		
	公安委員会						
25	R5.6.23	令和4年度ノネコ等対策事業に係る委託業務実績報告書	①R5.5.2 ②R5.6.14 ③部分開示	第3号	①R5.10.31		
	知事						
26	R5.12.16	平成30年度第1回医師労組団体交渉議事録(11月)等	①R5.11.22 ②R5.12.1 ③不開示	第7号	①R6.2.27		
	病院事業局						
27	R6.2.24(3件)	知事が出席した会合又は食事会の内容の詳細が分かる公文書等	①R5.12.6 R6.1.10 R6.2.2 ②R5.12.21 R6.1.22 R6.2.13 ③不存在 不存在 不存在	第11条第2項	①R6.4.3		
	知事						
28	R5.12.30	冊封儀式の費用が分かる公文書	①R5.11.29 ②R5.12.15 ③不存在	第11条第2項	①R6.3.27		
	知事						
29	R6.4.18	令和4年度しまくとぅば普及センター運営業務委託事業決算書及び事業報告書等	①R6.1.15 ②R6.1.29 ③部分開示	第2号	①R6.5.23		
	知事						
30	R5.12.9	令和4年度ノネコ等対策事業報告書	①R5.9.21 ②R5.11.2 ③部分開示	第2号 第3号 第4号 第6号 第7号	①R6.6.6		
	知事						
31	R5.12.9	「第18回動物愛護管理推進計画懇話会」議事録等	①R5.11.21 ②R5.12.5 ③不開示	第6号	①R6.6.6		
	知事						
32	R6.2.26	特定の小学校における特定の教諭による体罰発生に関わる特定の市からの報告	①R5.12.26 ②R6.1.18 ③不存在	第11条第2項	①R6.6.20		
	教育委員会						
33	R4.10.7	令和4年3月に一般廃棄物処理基本計画を改定した北中城村に対して、県が令和3年度に与えていた技術的援助の内容が分かる公文書(村に対する事務連絡の記録を含む)。等	①R4.8.8 ②R4.9.26 ③不存在	第11条第2項	①R6.6.21		
	知事						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
34	R6.3.22	「特定の小学校における体罰 の対応に関する意見書」に関 する特定市教育委員会からの 報告	①R5.12.17 ②R5.12.26 ③不存在	第11条第 2項	①R6.8.15		
	教育委員会 義務教育課(沖縄 県教育委員会教育 長諮問第2号)						
35	R4.10.7	平成時代から最終処分場の整備 を放棄している中城村北中 城清掃事務組合から排出され る一般廃棄物の民間委託処分 を受け入れている市町村に対 して県が与えていた技術的援助 の内容が分かる公文書(民間 委託処分を受け入れている 市町村に対する事務連絡の記 録を含む)。等	①R4.8.8 ②R4.9.26 ③不存在	第11条第 2項	①R6.8.16		
	知事 環境整備課(沖縄 県諮問環第10号)						
36	R5.1.16	市町村の自治事務である一般 廃棄物処理事業の実施に当 たって、都道府県知事が設置 許可を与えている民間の一般 廃棄物最終処分場において 市町村が一般廃棄物の委託 処分を行うことができる場合 は、一般廃棄物処理に対する 統括的な責任を有している市 町村であっても、廃棄物処理 法第4条第1項の規定にかか わらず最終処分場の整備を行 う努力を放棄して民間委託処 分を継続することができる と県が判断している理由と法的 根拠が分かる公文書等	①R4.11.7 ②R4.12.22 ③不存在	第11条第 2項	①R6.8.16		
	知事 環境整備課(沖縄 県諮問環第11号)						
37	R5.1.16	北中城村と中城村北中城清掃 事務組合が策定している一般 廃棄物処理基本計画の対象 区域に含まれている米軍施設 (キャンプ瑞慶覧)から排出さ れる「米軍ごみ」のうち、「可燃 ごみ」以外の「不燃ごみ」、「粗 大ごみ」、「資源ごみ」等の処 理処分を知事が設置許可を与 えている民間の一般廃棄物処 理施設(最終処分場を含む) において行うことができると県 が判断している理由と法的根 拠が分かる公文書等	①R4.11.7 ②R4.12.22 ③不存在	第11条第 2項	①R6.8.16		
	知事 環境整備課(沖縄 県諮問環第12号)						
38	R6.9.4	令和5年発生の米軍人による 性犯罪に関し県警から関係機 関への連絡に関する一切の資 料	①R6.7.11 ②R6.8.23 ③開示	-	①R7.3.7		
	公安委員会 捜査第一課(沖公 委(監)第40号)						

(注) 条例第7条各号(不開示根拠)について

第1号: 法令秘情報

第2号: 個人に関する情報

第3号: 法人等に関する情報

第4号: 公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長以外の機関)

第5号: 公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長)

第6号: 審議・検討等に関する情報

第7号: 事務又は事業に関する情報

## 8 沖縄県情報公開審査会答申概要

### 沖縄県情報公開審査会答申第 156 号 概要

①件名	「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験判定会議資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 11 月 18 日（令和 3 年 11 月 19 日收受）
③実施機関	沖縄県教育委員会教育長（学校人事課）
④決定年月日	令和 3 年 11 月 25 日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥決定理由	条例第 7 条第 7 号に該当
⑦審査請求年月日	令和 3 年 12 月 2 日（令和 3 年 12 月 3 日收受）
⑧審査請求の趣旨（要旨）	「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」における「全試験別の最終合格者の年齢幅」の部分開示を求める。
⑨審査請求の理由（要旨）	当該請求内容は、管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅であり、教員選考試験とは一切関係なく、その遂行に支障を及ぼす可能性はない。
⑩諮問年月日	令和 4 年 3 月 4 日（令和 4 年 3 月 7 日收受）
⑪答申年月日	令和 6 年 4 月 24 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は、結論において妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>審査会は、実施機関が公文書不開示決定通知書において、「教育長が特定した公文書の件名」を「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」と記載し本件処分を行っているところ、審査会において実施機関が特定した公文書として提出された文書を確認すると、「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験第 2 次合否判定資料」のみであったため、実施機関に対し特定した公文書と本件請求の対象について確認した上で、不開示理由の妥当性について判断を行った。</p> <p>1 本件請求の対象について</p> <p>実施機関は、公文書不開示決定通知書において、「教育長が特定した公文書の件名」を「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」と記載し、本件処分を行っている。</p> <p>しかしながら審査会において、実施機関が特定した公文書として当該実施機関から提出された文書を確認したところ、当該文書は、「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験第 2 次合否判定資料」のみであった。審査会は実施機関に対し、開示請求書に記載された「開示請求に係る公文書の名称」は、「令</p>

和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」であることから、当該会議に関する資料は他にも存在するのではないか確認した。

実施機関の説明によると、管理職候補者選考試験の判定会議は第1次合否判定、第2次合否判定の2回実施しており、審査会に提出した資料以外に会議資料があるということであった。

しかし、審査請求人が開示請求した際、実施機関において審査請求人に請求内容を確認したところ、審査請求人が請求している公文書は「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅が分かる資料」であることが判明したため、最終合格者の年齢幅が分かる公文書として、会議資料の一部のみを特定したということであった。

審査請求人が令和3年11月18日付けで提出した公文書開示請求書には、「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」と記載されていることから、文面上、開示請求の対象は、当該判定会議資料全てであると読むことができる。しかしながら、審査請求人は審査請求書において、「審査請求の趣旨」を「『令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料』における『全試験別の最終合格者の年齢幅』の部分開示を求める」とし、また、「審査請求の理由」を「当該請求内容は管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅であり、」と記載していることから、開示請求の目的は「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅が分かる資料」の開示であったことが推測される。

これを踏まえると、実施機関が、開示請求時に審査請求人に確認した上で本件請求の対象は「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅が分かる資料」であるとし、判定会議資料の一部である「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験第2次合否判定資料」を特定したことには、合理性が認められる。

よって、審査会においては、本件請求の対象が「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅が分かる資料」であるとして、「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」のうち、実施機関が特定した「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験第2次合否判定資料」（以下、「本件特定文書」という。）の開示不開示の可否について判断する。

## 2 本件特定文書の不開示理由妥当性について

実施機関の説明によると、本件特定文書を公にすると、具体的な選考方法や方針、評価項目が明らかになり、評価者の特定に繋がることにより、評価者が適切な判定を行うことが難しくなる等、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例第7条第7号アに該当するということがあった。また、同様に、評価者が適切な判定を行うことが難しくなることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、同号エに該当するということがあった。

審査会において、本件特定文書を確認したところ、当該文書には、管理職候補者選考試験の受験者の氏名や性別、年齢、所属のほか、試験の項目ごとの配点、

合否、順位等が記載されている。一般の職員採用試験等とは異なり、管理職候補者選考試験のような内部試験に関する文書は、通常、公開されることが予定されているものではないと考えられる。また、これらの情報を公にすることにより、試験に係る事務に関し「正確な事実の把握を困難にするおそれ」があり、さらに、人事管理に係る事務に関し「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当し、実施機関が主張する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第7号ア及びエに該当するものと認められる。

また、審査請求人は「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅」の開示を求めていることから、審査会において、条例第8条に基づく部分開示の可否について検討する。審査会から実施機関に対し、年齢幅が分かる部分のみの開示の可否について確認したところ、合格者の最高年齢及び最低年齢の部分のみを開示した場合、受験者が少ない校種では個人の識別に繋がったり、合否の順位等が明らかになったりする等の支障が生じるとのことであった。審査会において本件特定文書を確認したところ、実施機関の説明は妥当であり、本件特定文書について、部分開示の余地はないと認められる。

本件特定文書について、公にすることにより管理職候補者選考試験に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に全部不開示とした実施機関の説明に不合理な点はなく、本件公文書について、不開示とした実施機関の判断は妥当であると認められる。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

(付言)

開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であることにより、開示請求書に形式上の不備がある場合についての条例第6条第2項に規定する開示請求書の補正の趣旨は、実施機関が開示請求者に適切な参考情報を提供すること等により、公文書の特定を援助し、開示請求書の補正又は不備の是正をすることで、開示請求制度の円滑な運用の確保を図ることによって、開示請求者の権利が十分に尊重されるようにしたものであると考えられる。

本件においては、開示請求書の補正を行わなかったことにより開示請求の拒否が行われるなど、開示請求者に不利益が生じているものではない。しかしながら、本件において開示請求書の補正や追記を行うことなく、文書の特定を開示請求書記載の公文書の一部に限定したことは、開示請求の手続が書面主義であり、開示請求書により文書を特定し、開示することが当該制度の趣旨であることから適当ではなく、開示請求者に改めて補正を求めることや、実施機関において開示請求者に確認した内容を開示請求書に付記する等により明示すべきであった。

実施機関においては、今後、開示請求制度が書面主義である旨を十分に考慮して適正な手続を行うよう要望する。

沖縄県情報公開審査会答申第 157 号 概要

①件名	「1945 年以降入退園措置児童名簿」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 11 月 13 日（令和 3 年 11 月 15 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（青少年・子ども家庭課）
④決定年月日	令和 3 年 11 月 29 日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第 7 条第 2 号に該当
⑦審査請求年月日	令和 4 年 1 月 25 日（令和 4 年 2 月 7 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	個人に関する情報として、開示をしないと決定された「1945 年以降 入退園措置児童名簿」について、一部取り消しを求めたい。
⑨審査請求の理由(要旨)	非開示の資料は個人に関する情報で、開示によって個人が特定されるということだったが、今回、沖縄戦によって生じた孤児の数を把握したいと考えている。そのため、個人を特定しない、入所年と退所年（難しければ、入所年のみ）の開示を求める。 沖縄の戦争孤児については記録がほとんどなく、この資料によってその数だけでも特定できることは意味があると考えている。
⑩諮問年月日	令和 4 年 3 月 11 日（令和 4 年 3 月 11 日收受）
⑪答申年月日	令和 6 年 6 月 26 日
⑫答申の概要	○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。  ○審査会の判断 審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。  1 条例第 7 条第 2 号について 条例第 7 条第 2 号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。 また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述により識別される特定の個人情報の全体である。「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人が識別されうる情報も本号本文に該当する情報である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。「他の情報」については、条例第 7 条第 2 号が「他の情報」とのみ規定するだけで、その範囲に限定を加えていないことからすると、一律に一般人が容易に入手できる情報とするのではなく、特定される公文書の性質によって、当該個人の関係者などが知り得る情報を含むものと解するのが相当と考えられる。

さらに、同号ただし書において個人に関する情報であっても公にすることができる場合が定められており、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等であり、当該情報が職務遂行に係る情報であるとき、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

## 2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、(1)入所児童の番号及び措置番号にあつては、個人別に付された番号で、特定の個人を識別することができるものとし、(2)入所児童の氏名、生年月日及び本籍にあつては、特定の個人を識別することができるものとし、(3)入所児童の入園年月日並びに退園年月日及び退園先にあつては、他の情報と照合することが可能となり個人を識別できることにつながるおそれがあり、特定の個人を識別することができるものとし、(4)入所児童の保護者の氏名及び住所にあつては、特定の個人を識別することができるものとして、条例第7条第2号に該当することを根拠に不開示としている。

審査会において本件公文書を確認したところ、(1)入所児童の番号及び措置番号にあつては、個人別に付された番号で、特定の個人を識別することができるものに当たる。(2)入所児童の氏名、生年月日及び本籍にあつては、特定の個人を識別することができるものに当たる。(3)入所児童の入園年月日並びに退園年月日及び退園先にあつては、入所施設が特定されていることに加え、既に開示された入園理由、退園理由の情報を照合した場合、特定の個人を識別することが可能になり、また、入園年のみを開示した場合でも、施設が特定されていることに加え、既に開示された入園理由、退園理由の情報、当該個人と特別の関係にある者が有する情報（一時保護の決定の時期等）を取得し、その取得した情報と照合した場合、同様に特定の個人を識別することができる可能性がある。(4)入所児童の保護者の氏名及び住所にあつては、特定の個人を識別することができるものに当たる。

以上のとおり、上記(1)から(4)までのそれぞれが条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことが確認できたことから、当該情報を不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

## 沖縄県情報公開審査会答申第 158 号 概要

①件名	『第 1 回沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議』議事録、議事概要」等に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 3 年 7 月 16 日（令和 3 年 7 月 19 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（女性力・ダイバーシティ推進課）
④決定年月日	公文書部分開示決定：令和 3 年 8 月 2 日 公文書不開示決定：令和 3 年 8 月 2 日
⑤決定内容	公文書部分開示決定及び公文書不開示決定
⑥決定理由	公文書部分開示決定：条例第 7 条第 6 号及び第 7 号に該当 公文書不開示決定：条例第 7 条第 6 号に該当
⑦審査請求年月日	令和 3 年 8 月 11 日（令和 3 年 8 月 16 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	不開示処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	<p>沖縄県不当な差別的言動に関する法制面からの専門家を交えた準備検討会議（以下「本件準備検討会議」という。）は、沖縄県におけるヘイトスピーチ規制の基本的方向性について検討する場である。議事内容には県民の関心が寄せられており、公益性が極めて高い。本件準備検討会議における各委員の発言は専門家とし費支出を受ける対価として知見を提供するものであり、氏名、役職名が公開されたからといって左右される性格のものではなく、左右されるべきでもない。実施機関は不開示の理由として条例第 7 条第 6 号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」をいうが、その主張には理由がない。委員と職員のメールアドレスの不開示については争わない。</p> <p>不開示とされた議事録及び議事概要については、実施機関の施策の基本的方向性を規定する可能性がある専門家の意見、あるいは事務局である実施機関の見解は広く公開し、外部の検証を可能にしてこそ、妥当性が担保される。実施機関はここでも条例第 7 条第 6 号を挙げるが、「不当に損なわれる」ことの合理的説明もなく、単に意見交換や意思決定前の段階であることを理由に不開示とするのは、「県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資する」条例の精神に反する。</p>
⑩諮問年月日	令和 4 年 5 月 12 日（令和 4 年 5 月 12 日收受）
⑪答申年月日	令和 6 年 7 月 29 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定及び公文書不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。</p> <p>1 条例第 7 条第 6 号について</p> <p>条例第 7 条第 6 号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする観点から定められたものである。</p> <p>同号は、行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の行政における内部情報の中には、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、未成熟な情報が確定した情報と誤解され県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、これらの情報については不開示とするものである。</p>

2 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件公文書は、実施機関の具体的な意思決定の前段階としての施策の選択肢に関する自由討議の場として設けた本件準備検討会議に関するものであり、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、前記第2の2(1)のうちの委員名簿に係る部分、同(2)のうちの委員と実施機関の職員間のメールの一部の内容、同(3)及び同(4)について、条例第7条第6号に該当することを根拠に不開示としている。

審査会において実施機関に確認したところ、本件準備検討会議は、委員の氏名を含めて非公開前提で行う旨の事前説明を委員に対して行い、様々な観点から自由に議論するため各委員を参集したとの説明があった。

また、審査会において本件公文書を確認したところ、本件準備検討会議における議事の内容は、県内におけるヘイトスピーチ対策としての条例制定の必要性や規制のあり方等について、各分野の委員から様々な意見を聴取し自由な議論がなされているものであることが確認できた。当該会議の性質に照らすと、実施機関の具体的な意思決定の前段階としての施策の選択肢に関する自由討議の場として設けた非公開の会議であったという実施機関の説明は合理性を有する。さらに、差別的言動に関する対策等といったセンシティブな事柄に係る討議が行われていることを踏まえると、公にすることで外部からの干渉、圧力等により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることは否定できないことから、本件公文書は同号に掲げる情報に該当する。

したがって、実施機関が当該部分を不開示としたことは妥当である。

3 条例第7条第7号について

条例第7条第7号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

同号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

4 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、本件公文書に含まれる情報のうち、実施機関の職員のメールアドレスについて、公にすることにより職員個人に対し不特定多数の者から業務目的以外のメールが送信される等の事態が想定され、業務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第7条第7号に該当することを根拠に不開示としている。

実施機関の職員のメールアドレスは、各職員に対し職務遂行のために付与されたものであることから、実施機関の事務又は事業に関する情報である。

また、当該メールアドレスが公にされた場合、実施機関がいうように不特定多数の者から業務目的以外のメールが送信される等の事態が起きることが想定され、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。よって、同号本文に掲げる情報に該当する。

したがって、実施機関が当該部分を不開示としたことは妥当である。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 159 号 概要

①件名	「沖縄県中部保健所に提出された特定の質問書及び特定の開示請求書への情報」に係る公文書部分開示決定の処分に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 4 年 8 月 10 日（令和 4 年 8 月 10 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（中部保健所（環境整備課））
④決定年月日	令和 4 年 8 月 23 日
⑤決定内容	公文書開示決定
⑥決定理由	—
⑦審査請求年月日	令和 4 年 9 月 5 日（令和 4 年 9 月 5 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	実施機関に提出した特定の質問書とその質問に対する回答等の開示を求めたが、ほとんど開示されていない。
⑨審査請求の理由(要旨)	実施機関に提出した特定の質問書とその質問に対する回答等の開示を求めたが、ほとんど開示されていない。 実施機関からは、紙に書いてある文書しか開示できないと説明があった。
⑩諮問年月日	令和 4 年 12 月 19 日（令和 4 年 12 月 19 日收受）
⑪答申年月日	令和 6 年 7 月 29 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書開示決定は、結論において妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。</p> <p>実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求書における「開示請求に係る公文書の名称」の記載内容が質問形式となっていることを受けて、審査請求人が求める「質問に対する回答」は、口頭で回答しているため文書は作成しておらず不存在であるものの、請求内容に関連する情報を踏まえ、対象を幅広く捉えた上で文書として存在するものとして本件公文書を特定し開示したとしている。</p> <p>審査会において、開示請求書の「開示請求に係る公文書の名称」が質問形式となっていること及び開示請求以前に審査請求人が実施機関に提出した質問書が添付されていることが確認できた。審査会としても、審査請求人は当該質問及び質問書に対する回答について開示するよう求めているもので、「質問に対する回答」は口頭で回答し、文書は作成していないため不存在であるという実施機関の判断は合理性を有すると認められる。</p> <p>また、審査会において、実施機関に対し、本件公文書の他に特定すべき文書にあたる可能性があるものは存在しないか改めて確認したところ、現場を撮影した写真（以下「現場写真」という。）を電磁的記録として保有しており、「質問に対する回答」は口頭で回答しているため文書としては存在しないとのことであった。</p> <p>審査会において、実施機関に対し、当該現場写真について提出を求め内容を確認したところ、本件公文書中に記載のある現場確認に関する写真であることが確認できた。</p> <p>さらに、当該現場写真を特定文書として特定しなかった理由について確認したところ、公文書の特定に際し、本件公文書については開示請求書に「指導票等は出したのか」との記載があったことから特定文書として特定したものの、現場写真について開示するよう求める記載は見受けられなかったことから、特定文書として特定しなかったとのことであった。審査会において開示請求書を確認したところ、実施機関のいうように現場写真についての記載は見受けられず、開示請求書の記載内容のみから開示請求の対象に現場写真も含むと解釈するのは困難であったと考えられたことから、当該現場写真を特定文書として特定しなかった実施機関の判断は合理性を有すると認められる。</p>

そのほか、審査請求人は、実施機関は作成すべき文書を作成していない旨主張するが、審査会は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審議する機関であるため、実施機関において実施機関の所管業務に係る文書を作成すべきか否かについては、審議しない。

上記の実施機関の説明及び審査会において確認した事項を踏まえると、審査請求人が求める「質問に対する回答」は口頭で回答しているため文書は存在していないものの、開示請求の対象を幅広く捉えた上で、開示請求書より開示請求の対象と読み取れる本件公文書を特定及び開示し、開示請求の対象と読み取ることができなかった現場写真については開示を行わなかったという実施機関の判断には、合理性が認められる。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

#### ○付言

条例第6条第2項に規定する、開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であることにより、開示請求書に形式上の不備がある場合に、開示請求者に対し、開示請求書の補正を求めることの趣旨は、実施機関が開示請求者に適切な参考情報を提供すること等により、公文書の特定を援助し、開示請求書の補正又は不備の是正をすることで、開示請求制度の円滑な運用の確保を図ることによって、開示請求者の権利が十分に尊重されるようにしたものであると考えられる。

本件においては、開示請求書における「開示請求に係る公文書の名称」が質問形式となっている等により公文書の特定が困難となっており、また、反論書を見るに、審査請求人は本来、現場写真の開示をも求めていたと解される可能性もあったことから、実施機関においては開示請求者に改めて補正を求めた上で公文書の特定を行うべきであった。

また、条例第7条第2号において、個人に関する情報について、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とすることが規定されているところ、本件公文書において、審査請求人の氏名、連絡先が開示されている。

特定の個人情報記録された公文書については、当該本人から開示請求があっても、本人以外の者からの開示請求と同様に不開示とすべきものであるから、本件公文書についても、氏名、連絡先は不開示とすべきであった。

実施機関においては、今後、公文書開示請求制度の趣旨を十分に考慮して適正な手続を行うよう要望する。

沖縄県情報公開審査会答申第 160 号 概要

①件名	「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 4 年 2 月 22 日（令和 4 年 2 月 24 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（土木建築部技術・建設業課）
④決定年月日	令和 4 年 3 月 8 日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛は、作成していないため。
⑦審査請求年月日	令和 4 年 4 月 1 日（令和 4 年 4 月 7 日收受）
⑧審査請求の趣旨（要旨）	公共工事積算における沖縄県独自に作成している個別単価・独自に作成している個別歩掛の開示請求を行ったが、沖縄県独自に作成している個別単価にかかる、個別歩掛を作成していないとの回答であった。 沖縄県に独自に作成している個別単価がある以上、独自に作成している個別歩掛は存在するはずであるため、開示を求める。
⑨審査請求の理由（要旨）	実施機関の決定を受けて、実施機関に問い合わせたところ、沖縄県独自に作成している個別単価を使用する場合、沖縄県として独自の個別歩掛を作成しておらず開示できる文書が存在しないとのこと、物件ごとの積算担当者によって沖縄県独自に作成している個別単価（支線アンカー等）で使用する歩掛は変わるとの回答であった。 同じ材料を使用した場合で物件ごとや担当者ごとに単価が変わることは公共工事積算基準に準拠していない可能性がある。
⑩諮問年月日	令和 4 年 7 月 7 日（令和 4 年 7 月 7 日收受）
⑪答申年月日	令和 6 年 8 月 26 日
⑫答申の概要	○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。  ○審査会の判断 審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。 1 用語の定義について 審査会において判断を行うにあたって、各用語の定義について実施機関に確認したところ、実施機関としては次のとおり把握しているとのことであった。 (1) 独自単価 刊行物に掲載されていない材料について、調査会社に委託した上で実施機関が独自に作成する単価。年に 4 回単価の入れ替えがあり、工事の発注時期や場所によって異なるが、歩掛の含まれていない材料のみの単価であるため、積算担当者によって変わるものではない。 (2) 歩掛 材料数量や労務人工等の各要素と、施工単位当たりが必要とされる所要量から構成される。通常、公共建築工事標準単価積算基準等に掲載されている歩掛を用いる。 (3) 複合単価 RIBC2（リビック。営繕積算システム）に登録されている国の積算基準に則った歩掛に材料単価・労務単価・機械器具費等の単価を掛けて作成した内容のもの。 (4) 代価表 独自単価等を使用して作成される複合単価を算出するための表。各工事の積算担当者において作成する。

2 本件請求文書の存否について

- (1) 審査会において、本件請求文書である「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」について実施機関に確認したところ、独自単価が含まれる複合単価を算出する場合、通常用いている公共建築工事標準単価積算基準等に歩掛が掲載されていないため、積算担当者が工事ごとに同種工事の公共建築工事標準単価積算基準等の歩掛を参考にした上で複合単価を算出することから、統一的な基準としての「沖縄県の独自単価にかかる複合単価」は作成しておらず、その歩掛も存在しないとのことであった。
- (2) また、「沖縄県の独自単価の代価表」について実施機関に確認したところ、前記1(4)のとおり、代価表は積算担当者において工事ごとに作成されるものであり、独自単価も前記1(1)のとおり工事の発注時期や場所により異なることから、工事を指定しないと特定できないものであるとのことであった。さらに、独自単価は、歩掛を含まない材料単価のことを指すため、積算担当者によって変わるものではないとのことであった。

「沖縄県の独自単価にかかる複合単価の歩掛」について、工事ごとに作成される代価表により複合単価が算定されることから、統一的な基準としての「沖縄県の独自単価にかかる複合単価」及びその歩掛は存在しないとし、「沖縄県の独自単価の代価表」について、工事ごとに作成されるものであることから工事を特定しなければ特定し得ないところ、開示請求書や反論書における文言を鑑みると、審査請求人は特定の代価表ではなく統一的な基準としての代価表について開示を求めていると読み取れるため、統一的な基準としての代価表は作成しておらず不存在であるとする説明に不合理な点はなく、実施機関の判断は妥当である。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会答申第 161 号 概要

①件名	「平成 22 年に発生した特定の火災に係る火災報告書、出動した警察署（火災出動報告書）、火災現場検証報告書（火災原因調査報告書）」に係る公文書の存否を明らかにしない不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 4 年 7 月 7 日（令和 4 年 7 月 11 日收受）
③実施機関	沖縄県警察本部長（刑事部捜査第一課）
④決定年月日	令和 4 年 7 月 25 日
⑤決定内容	公文書の存否を明らかにしない不開示決定
⑥決定理由	当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、沖縄県情報公開条例第 7 条第 2 号（個人に関する情報）に規定する不開示情報を開示することになるため。
⑦審査請求年月日	令和 4 年 8 月 8 日（令和 4 年 8 月 15 日收受）
⑧審査請求の趣旨（要旨）	本件処分を取り消すとの裁決を求める。
⑨審査請求の理由（要旨）	審査請求人が開示を求めている公文書に係る特定の火災（以下「本件火災事案」という。）に関する情報は、条例第 7 条第 2 号イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たり、公開されるべきである。
⑩諮問年月日	令和 4 年 10 月 28 日（令和 4 年 10 月 28 日收受）
⑪答申年月日	令和 6 年 9 月 24 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書の存否を明らかにしない不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。</p> <p>1 条例第 10 条について</p> <p>条例第 10 条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで拒否することができることを定めたものである。</p> <p>実施機関は、開示請求に係る公文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不存在による不開示決定を行うこととされている（条例第 11 条）。したがって、公文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として公文書の存在が前提となっている。しかしながら、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、条例第 10 条により、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとされている。</p> <p>当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができるのは、仮に文書が存在する場合にも不開示情報に該当することが前提であり、不開示情報の範囲を拡大するものではないことから、本条を不当に拡大して適用するなど、濫用することのないよう厳正に運用する必要がある。</p> <p>実施機関は、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当し、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、同号に規定する不開示情報である個人に関する情報を開示することとなる旨を主張していることから、当審査会は同号該当性について検討する。</p>

2 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

3 条例第7条第2号該当性について

本件請求文書は、特定在所地で発生されたものとする火災に関する報告書であるが、一般的に報告書には日時、場所、状況、当事者等が記載されるものと推定され、事実上個人が特定されることとなるため、仮に本件請求文書が存在する場合、条例第7条第2号の個人を識別できる情報（以下「個人識別情報」という。）に該当し、不開示情報に当たる。

また、本件請求文書の存否を明らかにした場合、特定在所地で発生されたものとして開示請求がなされていることから、事実上、所有者等の特定の個人の火災罹災歴が明らかになり、個人のプライバシーを侵害することとなるため、条例第7条第2号に掲げる不開示情報を開示することとなる。

なお、同号ただし書は、個人情報であっても同号ただし書アからウまでに該当する場合は開示するものと規定しているが、本件においては、上記の所有者等の特定の個人に関する情報は、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

4 条例第10条該当性について

本請求においては、仮に本件請求文書が存在した場合、氏名等の個人識別情報が含まれることから条例第7条第2号に該当し不開示となるものである。また、不開示としたとしても、その情報が存在するという事実だけで、特定在所地で火災が発生したことが明らかになり、所有者等個人のプライバシーを侵害し個人の権利利益を害することとなるため、存否応答拒否をするのが妥当である。

次に本件請求文書が存在しない場合についてであるが、仮に公文書不存在による不開示決定をすとした場合、今後同様の請求において、存否応答拒否処分は文書の存在を前提として行っていることを請求者に強く推測せしめることになりかねない。

したがって、本件請求について、実施機関が条例第10条を根拠に存否応答拒否をしたことは妥当である。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

## 沖縄県情報公開審査会答申第 162 号 概要

①件名	「特定の病院における災害拠点病院の指定に係る申請等の文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 4 年 6 月 16 日（令和 4 年 6 月 16 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（保健医療部医療政策課）
④決定年月日	令和 4 年 7 月 29 日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第 7 条第 2 号及び第 3 号に該当
⑦審査請求年月日	令和 4 年 8 月 15 日（令和 4 年 8 月 15 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	およそ 30 枚の文書がタイトルもなく黒塗りにされているため開示していただきたい。
⑨審査請求の理由(要旨)	静かな住宅地にヘリポートを建設されると著しく住環境を悪化させるため、事の経緯を住民として知りたいため。
⑩諮問年月日	令和 5 年 1 月 17 日（令和 5 年 1 月 19 日收受）
⑪答申年月日	令和 6 年 12 月 23 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「災害拠点病院指定申請、医療審議会への諮問、医療審議会資料、県知事への答申、地域災害拠点病院の指定」（以下「本件公文書」という。）のうち、別表に記載された公文書の「開示すべき箇所」については開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。</p> <p>1 条例第 7 条第 2 号について</p> <p>条例第 7 条第 2 号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。</p> <p>「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。</p> <p>したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。</p> <p>また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。</p> <p>「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人が識別されうる情報も本号本文に該当する情報である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。</p>

さらに、同号ただし書において個人に関する情報であっても公にすることができる場合が定められており、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等であり、当該情報が職務遂行に係る情報であるとき、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

## 2 条例第7条第2号該当性について

審査会において本件公文書を確認したところ、当該第三者に関する者の氏名及びその他の記述等により特定の個人を識別することができるものが含まれていることが確認できたことから、当該情報について条例第7条第2号の個人に関する情報であることを理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

一方、同様に不開示情報に当たるとしている沖縄県医療審議会の委員の氏名及び所属に関する情報については、審査会において実施機関へ確認したところ、委員の在職期間中は沖縄県のホームページにおいて公表されることが慣行となっていることが確認できた。また、開示請求時点で当該情報が公表されていた時点より約7年が経過しているものの、上記のとおり公表されることが前提となっている情報であり、当該情報を不開示とすることにより保護すべき利益も見当たらないことから、同号ただし書アに該当し、開示すべきである。

ただし、当該情報のうち、沖縄県医療審議会議事録中の署名人に係る部分については、署名人の筆跡及び印影が含まれており、これらを公にすると当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから、不開示とすべきである。

また、地域災害拠点病院指定書において不開示としている沖縄県知事印の印影及び宛先の法人代表者名について、沖縄県知事印の印影については、寸法や書体、用途等が「沖縄県公印規程」に定められ公にされており、公文書開示決定等通知書をはじめとした、一般に公になる通知等にも押印されるものであることから、法令等の規定により又は慣行として公にされているものに当たり、同号ただし書アに該当するため開示すべきである。宛先の法人代表者名については、商業登記法に基づき公開されている商業登記簿等により何人でも閲覧できる情報に当たることから、同号ただし書アに該当するため開示すべきである。

## 3 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の、不開示情報としての要件を定めたものである。

「法人」とは、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、本条で法人から除外された独立行政法人等以外の独立行政法人、特殊法人、認可法人、外国法人その他法人格を有する団体をいう。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

#### 4 条例第7条第3号該当性について

審査会において、実施機関が同号に該当するため不開示としている防災管理マニュアル及び施設平面図を確認したところ、当該第三者における災害発生時の対応等について記載されていることが確認できた。

これらの情報は、一般的に公にすることが想定されていない内部規程に当たるものであると考えられ、当該第三者が医療機関、特に地域災害拠点病院であることを鑑みると、公にすることにより仮に当該情報が違法若しくは不当な行為に用いられた場合、当該第三者の権利利益が害されるとともに、重大な影響が生じるおそれがあるものである。

また、当該情報が、同号ただし書に掲げる人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とも認められないことから、当該情報は条例第7条第3号の法人等に関する情報であり、不開示情報に当たる。

ただし、審査請求人が主張する、防災管理マニュアルのタイトル部分の開示可否については、当該情報を審査会において確認したところ、公にすることにより、当該第三者の権利利益が害されるおそれがあるものと認められなかった。併せて、実施機関を通じて当該第三者に対しあらためて当該情報の開示可否について確認したところ、公にすることにより具体的な支障は生じない旨の回答が得られたことから、防災管理マニュアルのタイトル部分及び同様の情報である目次部分については、不開示情報に当たらず開示すべきである。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

## 沖縄県情報公開審査会答申第 163 号 概要

①件名	「特定の個人に関する沖縄県社会福祉審議会審査部会の答申」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和4年3月3日（令和4年3月3日收受）
③実施機関	沖縄県知事（こども未来部こども家庭課）※旧子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課
④決定年月日	令和4年3月16日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	答申がなされていないため、答申の書面不存在。
⑦審査請求年月日	令和4年3月25日（令和4年3月25日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	本件処分の取消しを求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	本件処分は、「答申がなされていないため、答申の書面不存在」であることを理由として行われたが、報道によると令和4年3月10日付けで答申がなされているとのことであるから、本件処分がなされた同月16日時点で答申の書面が存在していることは明らかであり、本件処分に理由がないことは明白である。よって、本件処分は取消されなければならない。
⑩諮問年月日	令和5年3月15日（令和5年3月17日收受）
⑪答申年月日	令和6年12月23日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。</p> <p>審査請求人は、令和4年3月10日付けでなされた沖縄県社会福祉審議会の答申について、同月3日付けで本件請求を行っており、本件処分は同月16日付けで行われた。</p> <p>条例は、開示請求文書の存否にかかる判断時点（以下「判断時点」という。）を開示請求時点とするか開示等の決定を行う時点とするかについて、明文の規定を置いていない。</p> <p>開示請求権の根拠規定である条例第5条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。」と定めている。「保有する」とは、所持していることを指すため、当該規定は、当該実施機関が所持している公文書について開示を請求することができるものと定めているものと解される。</p> <p>また、公文書の範囲について定める条例第2条第2項は、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第27条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定めており、公文書の範囲に含まれるものは、当該実施機関が現に所持しているものであって、文書の保存期間の経過等により既に廃棄された文書や、将来的に作成又は取得されるものは公文書の範囲に含まれないものと解される。</p> <p>さらに、条例第7条は、「実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれか</p>

が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と定めており、本条例でいう開示とは、不開示情報が含まれている場合を除いて、公文書の内容をあるがままに示し、見せることと解される。

これらの規定から解釈すると、条例は、開示を請求することができるのは実施機関が現に保有している公文書と規定した上で、開示請求があった場合は、開示請求時点において実施機関が保有している公文書の内容をあるがままに開示することを想定していると解することができる。

審査請求人は、開示請求時点において文書を保有していない場合でも、開示もしくは不開示の決定をする時点において当該文書を保有していたのであれば、その時点における文書の保有事実を前提に開示不開示の判断をすることが常識的判断である旨主張している。

しかしながら、開示請求時点より後に保有することとなった公文書も特定しなければならないこととなれば、開示決定の期限までに公文書を作成又は取得する都度、当該公文書の開示の可否の判断や第三者照会等の手続等を要することになり、結果として決定を遅延させるおそれを生じさせるなど、運用上の安定性を欠くものといわざるを得ない。

したがって、開示請求時点で保有する公文書を特定の対象とした実施機関の判断は、条例の趣旨を逸脱するものではなく、実施機関が行った本件処分は妥当である。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

## 沖縄県情報公開審査会答申第 164 号 概要

①件名	「土砂災害防止法に基づく基礎調査 伊舎堂区域 F-G ブロックの基礎調査の成果」に係る公文書開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 4 年 7 月 28 日（令和 4 年 7 月 28 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（土木建築部海岸防災課）
④決定年月日	令和 4 年 8 月 12 日
⑤決定内容	公文書開示決定
⑥決定理由	－
⑦審査請求年月日	令和 4 年 8 月 29 日（令和 4 年 8 月 29 日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	伊舎堂区域 F-G ブロック（以下「F-G ブロック」という。）の基礎調査の成果を開示せよ。
⑨審査請求の理由(要旨)	開示請求で、土砂災害防止法に基づく基礎調査、F-G ブロックの基礎調査の成果を請求したが、開示された基礎調査の成果は、F-G ブロックのものではないため、F-G ブロックの基礎調査の成果を開示せよ。
⑩諮問年月日	令和 5 年 4 月 7 日（令和 5 年 4 月 12 日收受）
⑪答申年月日	令和 6 年 12 月 23 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論          沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書開示決定は、結論において妥当である。</p> <p>○審査会の判断          審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。</p> <p>審査会において、実施機関に対して本件公文書について確認したところ、以下のとおり回答を得た。</p> <p>① 本件公文書は F-G ブロックに係る文書であるが、内容に誤りが含まれていたため、審査請求後に誤りの訂正を行った。また、本件公文書の他に特定すべき文書にあたる可能性があるものはないか改めて確認したが、開示請求時点では存在していなかった。</p> <p>② 審査請求人が口頭意見陳述において主張した用水路崩壊箇所については、当該基礎調査時には写真を撮影しておらず、審査請求後に審査請求人と共に現場確認を行ったが、構造物らしきものは確認できなかった。また、審査請求人から場所を聴取した上で、実施機関の職員のみで行った別の用水路崩壊箇所の現場確認でも、構造物らしきものは確認できなかったため、写真を保有していない。</p> <p>③ 審査請求人が口頭意見陳述において主張した急傾斜地については、当該基礎調査が土砂災害のうち地滑りの地形条件に合致する箇所を対象とした調査であるため、急傾斜地の地形条件については調査していないことから、写真を保有していない。</p> <p>用水路崩壊箇所や急傾斜地に係る写真を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。また、仮に保有していた場合でも、一般的に「基礎調査の成果」とは調査報告書等の成果物のことを指すと考えられることから、本件において、調査報告書を公文書として特定したことは妥当である。</p> <p>本件公文書については、実施機関が内容に誤りが含まれていることを自認しているものの、審査会からの実施機関に対する確認に対し、開示請求時点においては、当該基礎調査の成果物としては本件公文書しか存在していなかった旨の回答があり、本件請求文書以外に特定すべき文書にあたるものが存在するという確た</p>

る証拠も認められないことから、本件公文書を特定し開示した実施機関の処分は妥当である。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

○付言

本件公文書については、前記のとおり内容に誤りが含まれていることが審査請求人より指摘されており、実施機関も認めているところである。

実施機関においては、今後、公文書の作成に際して内容の正確性について十分に留意するよう要望する。

沖縄県情報公開審査会答申第 165 号 概要

①件名	「中城村北中城村清掃事務組合が平成 26 年度から溶融炉の運用を休止することを検討していたときに、県が、同組合に対する防衛省の補助目的を達成するための条件（補助対象財産である青葉苑を使用してキャンプ瑞慶覧から排出される「米軍ごみ」の適正な処理を行うこと）と、同省が定めている財産処分の承認基準における補助対象財産の経過年数（補助事業者が補助目的のために事業を実施した年数）を無視して、補助対象財産の所有年数だけを根拠に、補助金適正化法の規定に基づく報告のみで溶融炉を廃止することができるという技術的援助を与えていた理由と法的根拠が分かる公文書」等 4 件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	令和 4 年 1 月 11 日（令和 4 年 1 月 13 日收受）
③実施機関	沖縄県知事（環境部環境整備課）
④決定年月日	令和 4 年 1 月 27 日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	当該公文書を作成又は取得しておらず不存在のため。
⑦審査請求年月日	令和 4 年 2 月 14 日（令和 4 年 2 月 16 日收受）
⑧審査請求の趣旨（要旨）	公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
⑨審査請求の理由（要旨）	<p>(1) 実施機関は、中城村北中城村清掃事務組合（以下「組合」という。）に対し、防衛省の補助目的を達成するための条件（米軍施設（キャンプ瑞慶覧）から排出される「米軍ごみ」の処理）及び財産処分の承認基準（補助対象財産の「経過年数（補助事業者が補助目的のために事業を実施した年数）」を無視して、溶融炉（補助対象財産）の廃止に係る技術的援助を与えていた事実があるため。</p> <p>(2) 市町村が他の市町村に一般廃棄物を搬出して「民間委託処分」を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定に従って（環境省が市町村に対する技術的援助として作成している「ごみ処理基本計画策定指針」（以下「策定指針」という。）に準拠して）一般廃棄物処理計画を策定しなければならない。中城村・北中城村エリアの一般廃棄物処理計画は、策定指針に準拠して策定されていない（環境大臣が定めている基本方針にも適合していない）が、実施機関は組合に対し、廃棄物処理法第 6 条の 2 の規定だけを根拠に、他の市町村に一般廃棄物を搬出して「民間委託処分」を行うことができるという主旨の技術的援助を与えていた事実があるため。</p> <p>(3) 実施機関は、浦添市と中城村と北中城村（以下「1 市 2 村」という。）が循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を作成した時に、策定指針に準拠して一般廃棄物処理計画を策定していない中城村・北中城村エリアに対して、策定指針に準拠して一般廃棄物処理計画を変更するよう求めなかった事実があるため。</p> <p>(4) 環境省が上記(3)に係る地域計画を承認した事実があるため。</p>
⑩諮問年月日	令和 4 年 6 月 8 日（令和 4 年 6 月 8 日收受）
⑪答申年月日	令和 7 年 3 月 27 日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断 審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。</p>

(1) 審査請求人が、実施機関が組合に対して行ったと主張する技術的援助に関しては、答申第149号において審査会より実施機関に対して確認を行った。それによれば、組合の溶融炉は防衛省の補助金で整備された施設であることから、当該施設の運用の休止や廃止等の手続は、実施機関ではなく、沖縄防衛局と組合において直接やりとりを行い、財産処分に関しても防衛省が判断することになっており、当該施設の財産処分に関し、実施機関が技術的援助を与えたという記録はないという回答を得た。これに加えて、技術的援助を与えたという記録の保有について実施機関へ再度の確認要請を行ったところ、実施機関が組合に対して財産処分に関する技術的援助を行ったという記録や文書を作成しておらず、実際にこれを保有していないとする説明を受けた。この説明に不合理・不自然な点は認められず、審査会においても当該文書に相当する文書は存在しないことを確認している。

上記を踏まえると、組合が沖縄防衛局の補助事業として整備した溶融炉の廃止については、補助金適正化法等の関係法令に基づき沖縄防衛局が判断するものであり、実施機関は組合に対して溶融炉の廃止に対する技術的援助を行っていないとする実施機関の説明に不合理・不自然な点は認められないことから、当該文書は保有しておらず不存在であるとして不開示決定した実施機関の処分は妥当である。

(2) 審査会において、組合から実施機関に対する平成26年1月28日付け質問文書の内容を確認したところ、廃棄物の処理方法の変更に関する内容であることが確認できた。併せて、当該質問文書に対する実施機関から組合に対する平成26年2月4日付け回答文書の内容を確認したところ、処理方法の変更の可否について回答したものであって、最終処分場の整備に係る記載は確認できなかった。また、実施機関は事務組合に対して、当該回答文書と同日付けの事務連絡を発しており、その内容を確認したところ、実施機関が説明するとおり、廃棄物処理法施行令第4条、第4条の2及び第4条の3の遵守並びに廃棄物処理法第6条における一般廃棄物処理計画の変更等が必須となることに留意するよう記載されていることが確認できた。

以上を踏まえると、実施機関は、組合管理者からの質問に対して廃棄物処理法第6条第2項の規定により可能である旨を回答したとともに、灰溶融設備を休止し灰を民間の廃棄物処理施設にて処分するに当たっては、廃棄物処理法施行令第4条、第4条の2及び第4条の3の遵守並びに廃棄物処理法第6条における一般廃棄物処理計画の変更等が必須となることについて情報提供したものである。最終処分場の整備に対する方針や廃棄物処理法第6条第3項の規定を無視してはおらず、最終処分場の整備を行わなくてよいという主旨の回答ではないという実施機関の説明に不合理・不自然な点は認められないことから、審査請求人が求める文書は保有しておらず、不存在であるとして不開示決定した実施機関の処分は妥当である。

(3) 廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村は、一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされ、環境省が当該計画に係る策定指針を定めている。

本件について、実施機関は一般廃棄物処理計画が策定指針に準拠していないとは考えていないとのことであった。これを踏まえると、策定指針に準拠していないことを前提とする文書である理由や法的根拠が分かる公文書は存在しないという実施機関の説明に不合理・不自然な点は認められない。したがって、審査請求人が求める文書は保有しておらず、不存在であるとして不開示決定した実施機関の処分は妥当である。なお、当該計画が策定指針に準拠しているか否かに係る実施機関の判断の正否については、審査会は開示決定等又は開示請求に係る不作為について審議する機関であるため、審議しない。

(4) 実施機関によると、環境省が作成している「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」により、地域計画は市町村が作成し、都道府県の確認を受けた後に環境省に提出され、環境省が承認を行うこととされている。

審査会より実施機関に確認したところ、環境省からの承認に係る通知中に承認に至った理由や法的根拠は記載されていないとのことであった。また、審査会においても当該通知中に記載がないことを確認した。

以上を踏まえると、環境省は地域計画が適正なものであると判断し、その承認を行っているため、環境省において地域計画が不適正な計画であることを前提とした文書の作成は行われておらず、実施機関もそのような文書を保有していないとする実施機関の説明に不合理・不自然な点は認められないことから、審査請求人が求める文書は保有しておらず、不存在であるとして不開示決定した実施機関の処分は妥当である。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断する。

### Ⅲ 情報提供の状況

情報提供には、県の各課所等が行う①刊行物等の発行、②報道機関への発表、③県民の求めに応じた相談・案内等、様々な形がある。

行政情報センターでは、平成2年4月に開設して以来、主に沖縄県が作成した行政資料を収集・管理し、県民の閲覧に供している。また、窓口には行政資料専門員を配置し、利用者の案内・相談にあたりるとともに、行政資料検索システムによる資料の検索等を行っている。

#### 1 行政情報センターの概要（令和7年3月31日現在）

- (1) 行政資料……………18,216点（内訳は表2参照）
- (2) 面積……………254㎡
- (3) カウンター……………行政資料案内、情報公開制度及び個人情報保護制度の総合窓口
- (4) 配架新聞……………琉球新報、沖縄タイムス、宮古新報、宮古毎日新聞  
八重山毎日新聞、日本経済新聞
- (5) 閲覧コーナー……………テーブル3台、新聞閲覧台2台、椅子22脚
- (6) ビデオ等コーナー……………ビデオ15本、CD-R185枚（資料付録は含まず）、  
CD3枚、DVD92枚、カセット0本  
テーブル2台、椅子8脚
- (7) コピーコーナー……………コイン式  
〈平成13年11月料金改定〉  
（1枚 白黒 10円〈用紙サイズA3版まで〉  
カラー 80円〈A3版〉  
50円〈A4、B4、B5版〉）
- (8) ロッカー……………コイン式15個（100円 使用後返戻式）

## 2 行政情報センター等の利用状況

行政情報センター、宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報コーナーの年度別の利用者数及びコピーサービスの状況は、次のとおりである。

表1 年度別利用者数及びコピーサービス実績

(単位：人、枚)

窓口区分	年度 内訳	令和	令和	令和	令和	令和
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
本庁（行政情報センター）	利用者	3,940	3,623	3,508	3,813	4,382
	コピーサービス	16,682	15,036	21,444	16,123	13,327
（宮古行政情報コーナー）	利用者	32	26	21	17	19
（八重山行政情報コーナー）	利用者	20	17	29	11	19
計	利用者	3,992	3,666	3,558	3,841	4,420
	コピーサービス	16,682	15,036	21,444	16,123	13,327

注 本庁（行政情報センター）においては、有料の複写機を設置している。

### 3 配架行政資料

行政情報センターでは、「沖縄県行政資料収集管理規程」及び「沖縄県行政資料の収集管理に関する事務処理要領」に基づき、主に沖縄県が作成した行政資料を収集して、下表のとおり分類・整理し、配架している。

当該行政資料の検索に資するため、毎年度「沖縄県刊行物目録」を作成しており、平成18年7月からは「沖縄県行政資料目録検索システム」の構築により、沖縄県のホームページ上で検索が可能である。

表2 行政資料分類別一覧表

(令和7年3月31日現在)

分類名	内容	点数
総記	年鑑・名鑑・基地関係	1,307
人口・土地	人口・土地利用対策基本計画	307
行政	行政計画・財政・税制	3,451
法令	判例体系・現行法規総攬	80
国際交流	国際交流全般・移民関係	224
経済	経済政策・金融	682
防災・安全	消防・災害・交通安全	339
資源・エネルギー	石油・ガス・水資源	230
運輸・通信	陸(海)運・航空・情報通信	143
建設	道路・都市計画・河川・港湾	761
生活	消費生活	248
社会福祉	福祉全般・社会保険	935
自然・環境	気象・公害・自然保護	760
健康・医療	医療・疾病・薬事・食品衛生	1,099
農林水産業	農林水産業全般・ミバエ	2,295
商工業	商工業全般・リゾート・観光	1,293
労働	雇用・賃金・職業訓練	806
教育・文化	学校教育・社会教育・イベント	2,542
統計	各種統計	419
その他	ビデオ・DVD・CD・CT・CD-ROM	295
合計		18,216

## 〈個人情報保護制度〉

# I 個人情報保護制度

## 個人情報保護制度のあらまし

近年の情報化の飛躍的な進展は、単に生産性の向上や省資源、省力化といった産業・経済の面におけるメリットのみならず、日常生活の面においても各種カード類や通信・情報機器の普及等を通じ、便利さと豊かさをもたらしました。

反面、情報化によりデータの大量かつ迅速な処理が可能になったことに伴い、個人に関する情報が広範に取り扱われるようになり、また、個人の間には「自己の情報が予期しない形で収集、利用されているのではないか」、「誤った情報が広く利用されているのではないか」等の不安感・不快感が生じており、これに対する対策が求められるようになってきました。

このような個人情報の取扱いに関する不安を取り除き、個人の権利利益を保護するためには、個人情報の適正な取扱いについて基本的なルールを創る必要があります。

これを制度化したのが個人情報保護条例であり、沖縄県では平成6年10月に「沖縄県個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定し、平成7年4月から全面施行しました。

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護関係5法が制定されたことに伴い、沖縄県においても、法の趣旨を踏まえ、制度の充実を図るために、平成17年3月に条例の全部改正を行いました。

改正後の条例は平成17年4月から一部施行され、平成18年4月から公安委員会と警察本部長が実施機関に加わり、全面施行されました。

### 以降の改正経緯

- (1) 平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されたことに伴い、個人番号を含んだ特定個人情報の適正な取扱いに必要な措置を規定するため、平成27年10月に条例を改正（平成27年10月施行、ただし、利用制限、任意代理人による開示等は平成28年1月1日施行、情報提供等記録関係規定は平成29年5月30日施行）。
- (2) 平成26年6月に「行政不服審査法」が全面改正（不服申立ての手続きについて、上級行政庁がない場合は「異議申立て」、上級行政庁がある場合は「審査請求」であったものが「審査請求」に一元化）されたことに伴い、平成27年12月に条例を改正（平成28年4月1日施行）。
- (3) 平成27年9月の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正を踏まえ、情報提供等記録、小規模取扱事業者に係る規定について、平成29年2月に条例を改正（平成29年5月30日施行）。
- (4) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、文書、図画若しくは電磁的記録及び個人識別符号（指紋データ、旅券番号等）が個人情報に含まれることを明確化するため、平成29年7月に条例を改正（平成29年7月25日施行）。

- (5) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報（要配慮個人情報）を明確化し、個人情報取扱事務登録簿への記載や収集を制限するため、平成30年12月に条例を改正（平成31年7月1日施行）。
- (6) 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い、地方独立行政法人を実施機関として新たに加えるため、令和2年12月に条例を改正（令和3年4月1日施行）。

なお、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正され、従来、地方公共団体がそれぞれ実施していた個人情報保護制度について、令和5年4月1日からは全国で共通の制度が導入されることになりました。

沖縄県では、この令和3年の法改正に対応するため、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の施行に関し必要となる事項を定める「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）」を制定し、「沖縄県個人情報保護条例」を廃止しました（令和5年4月1日施行）。

令和5年度から適用される「個人情報の保護に関する法律」においては、保有個人情報の開示請求は書面を提出して行うことと規定されており、これまで「沖縄県個人情報保護条例」第26条に基づき行っていた試験結果等の口頭開示請求は認められないため、各実施機関で定めていた「口頭により開示請求することができる保有個人情報」の告示も廃止されました。

これまで当該規定により行っていた口頭開示請求による試験の成績（得点、順位）等の本人への開示については、保有個人情報の利用目的内での提供や、利用目的外の提供（本人の同意がある場合又は本人に提供する場合（ただし、当該提供が本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合を除く。））に該当する場合に限り、申請者本人へ当該保有個人情報を提供することとしました。

また、廃止する「沖縄県個人情報保護条例」に規定する沖縄県個人情報保護審査会を引き続き設置するため、「沖縄県個人情報保護審査会設置条例（令和4年沖縄県条例第55号）」を制定しました（令和5年4月1日施行）。

「個人情報の保護に関する法律施行条例」では、法が条例に委任した事項や、県の内部手続き等について規定しています。

（主な内容）

- (1) 開示請求における不開示情報の範囲
- (2) 開示決定等の期限
- (3) 開示請求に係る手数料
- (4) 行政機関匿名加工情報の利用に係る手数料
- (5) 個人情報保護審査会への諮問
- (6) 運用状況の公表

## II 個人情報保護制度の実施状況

### 1 個人情報の開示請求等の受付状況

令和6年度における開示請求は、前年に比べて100%増の280件であった。なお、個人情報の保護に関する法律の施行により、令和5年度から口頭による開示請求は廃止された。

表1 個人情報の開示等の受付状況 (単位：件)

区分	開示請求			訂正請求	利用停止 請求	苦情申出 (実施機関)	苦情相談 (事業者)	
	文書	口頭	計					
令和2年度	本庁 行政情報センター	42	1,551	1,593	0	0	0	0
	出先機関	47	908	955	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	121	-	121	0	0	0	0
	合計	210	2,459	2,669	0	0	0	0
令和3年度	本庁 行政情報センター	117	833	950	0	0	1	2
	出先機関	53	411	464	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	71	-	71	1	0	0	0
	公立大学法人 県立芸術大学	0	67	67	0	0	0	0
	合計	241	1,311	1,552	1	0	1	2
令和4年度	本庁 行政情報センター	59	737	796	0	0	1	3
	出先機関	32	600	632	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	58	-	58	0	0	0	0
	公立大学法人 県立芸術大学	3	43	46	0	0	0	0
	公立大学法人 県立看護大学	2	27	29	0	0	0	0
	合計	154	1,407	1,561	0	0	1	3
令和5年度	本庁 行政情報センター	35		35	0	0	0	2
	出先機関	16		16	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	88		88	1	1	2	0
	公立大学法人 県立芸術大学	1		1	0	0	0	0
	公立大学法人 県立看護大学	0		0	0	0	0	0
	合計	140		140	1	1	2	2
令和6年度	本庁 行政情報センター	51		51	0	0	3	3
	出先機関	71		71	2	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	145		145	3	0	0	0
	公立大学法人 県立芸術大学	8		8	0	0	0	0
	公立大学法人 県立看護大学	5		5	0	0	0	0
	合計	280		280	5	0	3	3

(注) 1 口頭による開示請求については、各担当課等で受け付けた件数を行政情報センターに計上している。

2 警察本部、公安委員会の件数は、警察情報センターとして計上している。

## 2 個人情報の実施機関別開示請求状況

実施機関別の開示請求は、警察本部長の145件が最も多く請求全体の51.8%を占め、次いで保健医療介護部の68件で請求全体の24.3%となっている。

表2 実施機関別開示請求状況

(単位：件)

実施機関	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計
知	知事公室	1		1			4		4				3		3
	総務部	2	1	3	10	1	11				1		1	1	1
	企画部	1		1		1	1	1		1			1		1
	環境部	1	4	5	2	4	6	4		4	2		2	4	4
	子ども生活福祉部	15		15	27		27	22		22	18		18		
	保健医療部	39	46	85	45	46	91	21	35	56	8		8		
事	生活福祉部												6		6
	こども未来部												13		13
	保健医療介護部												68		68
	農林水産部	1		1	1	40	41	1		1			1		1
	商工労働部	1	9	10		15	15		11	11			1		1
	文化観光スポーツ部		13	13											
	土木建築部	4		4	7		7	4		4	1		1	5	5
	出納事務局				1		1				1		1		
	小計	65	73	138	93	107	200	57	46	103	31		31	103	103
	教育委員会	5	889	894	10	408	418	6	599	605	3		3	4	4
選挙管理委員会							1		1			2		2	
人事委員会	17	1,491	1,508	58	724	782	23	687	710	16		16	9	9	
監査委員				1		1									
労働委員会							1		1						
取用委員会	2		2				2		2	1		1			
海区漁業調整委員会															
内水面漁場管理委員会															
公営企業者の管理															
病院事業者の管理		6	6	8	5	13	1	5	6			4		4	
公安委員会	10		10							1		1			
警察本部長	111		111	71		71	58		58	87		87	145	145	
公立大学法人 県立芸術大学					67	67	3	43	46	1		1	8	8	
公立大学法人 県立看護大学							2	27	29			5		5	
合計	210	2,459	2,669	241	1,311	1,552	154	1,407	1,561	140		140	280	280	

### 3 口頭による情報提供実施状況

表3 口頭による試験等結果情報提供実施状況

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R6)	提供実施期間	提供件数
	提供した内容			
1	職員選考採用試験	総務部	一次試験及び二次試験	0
	総合順位 (不合格者のみ)	人事課	合格発表の日から1年	
2	行政書士試験	企画部	令和6年4月1日	0
	総合得点	市町村課	～ 令和7年3月31日	
3	狩猟免許試験	環境部	令和6年9月30日	6
	知識試験及び技能試験の総得点	自然保護課	～ 令和6年10月31日	
4	クリーニング師試験	保健医療介護部	令和6年10月21日	9
	総合得点及び科目別得点	薬務生活衛生課	～ 令和6年11月21日	
5	調理師試験	保健医療介護部	令和6年5月23日	13
	総合得点及び科目別得点	薬務生活衛生課	～ 令和6年6月19日	
6	ふぐ処理師試験	保健医療介護部	実施なし	-
	総合得点及び科目別得点	薬務生活衛生課		
7	製菓衛生師試験	保健医療介護部	令和6年5月23日	0
	総合得点及び科目別得点	薬務生活衛生課	～ 令和6年6月19日	
8	毒物劇物取扱者試験	保健医療介護部	令和6年9月6日	5
	総合得点及び科目別得点	薬務生活衛生課	～ 令和6年9月12日	
9	登録販売者試験	保健医療介護部	令和7年1月22日	20
	総合得点及び科目別得点	薬務生活衛生課	～ 令和7年2月21日	
10	農薬管理指導士認定試験	農林水産部	令和6年12月18日	1
	総合得点	営農支援課	～ 令和7年1月17日	
11	農業機械士認定試験	農林水産部	令和7年2月20日	0
	筆記試験の得点	糖業農産課	～ 令和7年3月20日	
12	家畜人工授精講習会修業試験	農林水産部	令和6年7月30日	0
	筆記試験の得点	畜産課	～ 令和6年8月20日	
13	農業大学校入学試験	農林水産部	令和6年10月18日	0
	筆記試験の総合得点及び科目別得点	農業大学校	～ 令和7年3月19日	
14	砂利採取業務主任者試験	商工労働部	令和6年11月29日	0
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	～ 令和7年1月6日	
15	採石業務管理者試験	商工労働部	実施なし	-
	総合得点及び科目別得点	産業政策課		

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R6)	提供実施期間	提供件数
	提供した内容			
16	技能検定試験	商工労働部	令和6年10月4日 ～ 令和6年11月1日	20
	科目別得点	労働政策課	令和7年3月14日 ～ 令和7年4月14日	
17	技能検定試験	商工労働部	令和6年10月4日 ～	1
	科目別得点	宮古事務所	令和6年11月3日	
18	技能検定試験	商工労働部	実施なし	-
	科目別得点	八重山事務所		
19	職業訓練指導員試験	商工労働部	令和6年11月20日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	労働政策課	令和6年12月19日	
20	委託訓練生選考試験	商工労働部	令和6年5月24日 ～	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	令和7年3月31日	
21	職業能力開発校入校試験	商工労働部	令和6年9月11日 ～	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	令和7年3月31日	
22	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	令和6年6月28日 ～	99
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和7年3月31日	
23	沖縄県職員採用上級(特別枠)試験	人事委員会	令和6年10月11日 ～	4
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和7年3月31日	
24	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	令和6年10月18日 ～	26
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和7年3月31日	
25	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	令和6年10月18日 ～	4
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和7年3月31日	
26	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	令和6年8月30日 ～	148
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和7年3月31日	
27	沖縄県職員採用上級(特別枠)試験	人事委員会	令和6年11月15日 ～	1
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和7年3月31日	
28	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	令和6年12月6日 ～	28
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和7年3月31日	
29	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	令和6年12月6日 ～	9
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和7年3月31日	
30	障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	令和6年11月1日 ～	1
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和7年3月31日	
31	障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	令和6年12月6日 ～	5
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和7年3月31日	

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R6)	提供実施期間	提供件数
	提供した内容			
32	沖縄県警察官採用試験	人事委員会 総務課	(警察官A) 令和6年7月26日 ～ 令和7年3月31日	18
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位		(警察官A臨時) 実施なし	
33	沖縄県警察官採用試験	人事委員会 総務課	(警察官A) 令和6年9月20日 ～ 令和7年3月31日	52
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位		(警察官A臨時) 実施なし	
34	沖縄県教育委員会職員（学芸員、専門員）採用選考試験	教育委員会	実施なし	—
	試験の総合得点及び順位	教育庁総務課		
35	沖縄県教育委員会職員（船員）採用選考試験	教育委員会	令和6年10月12日 ～ 令和6年12月14日	0
	試験の総合得点及び順位	教育庁学校人事課		
36	沖縄県立中学校の入学者決定	教育委員会	令和7年1月14日 ～ 令和7年2月7日	0
	適正検査、学校独自検査（沖縄県立中学校入学者決定方針（平成18年6月21日付け沖縄県教育委員会決定））及び作文の得点並びに合計得点	各県立中学校		
37	沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜	教育委員会	令和6年4月1日 ～ 令和6年4月26日	870
	学力検査の教科別得点及び合計得点	各県立高等学校	令和7年3月28日 ～ 令和7年3月31日	
38	沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科（漁業科・機関科・無線通信科）入学者選抜	教育委員会	令和6年12月12日 ～ 令和7年1月10日	0
	学力検査の教科別得点及び合計得点	沖縄県立沖縄水産高等学校		
39	沖縄県立沖縄高等特別支援学校入学者選抜	教育委員会	令和6年4月1日 ～ 令和6年4月26日	16
	学力検査の教科別得点及び合計得点	各県立高等特別支援学校	令和7年3月28日 ～ 令和7年3月31日	
40	職員選考採用試験（第1回薬剤師）	病院事業局	令和6年6月26日 ～ 令和7年3月31日	0
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課		

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R6)	提供実施期間	提供件数
	提供した内容			
41	職員選考採用試験 (看護師等)	病院事業局	令和6年7月18日 ～	4
	総合ランク (不合格者のみ)	病院事業総務課	令和7年3月31日	
42	職員選考採用試験 (第2回薬剤師)	病院事業局	令和6年12月19日 ～	0
	総合ランク (不合格者のみ)	病院事業総務課	令和7年3月31日	
43	職員選考採用試験 (第3回薬剤師)	病院事業局	実施なし	-
	総合ランク (不合格者のみ)	病院事業総務課		
44	沖縄県立芸術大学入学試験 (一般選抜)	沖縄県立芸術大学	令和6年4月15日 ～	53
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和6年5月15日	
45	沖縄県立芸術大学入学試験 (R7学校推薦型選抜)	沖縄県立芸術大学	令和6年12月3日 ～	10
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和6年12月27日	
46	沖縄県立芸術大学入学試験 (R7総合型選抜)	沖縄県立芸術大学	令和6年11月5日 ～	9
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和6年12月5日	
47	沖縄県立芸術大学入学試験 (大学院造形芸術研究科9月試験)	沖縄県立芸術大学	令和6年10月1日 ～	0
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和6年11月5日	
48	沖縄県立芸術大学入学試験 (大学院造形芸術研究科2月試験)	沖縄県立芸術大学	令和7年3月3日 ～	4
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和7年3月31日	
49	沖縄県立芸術大学入学試験 (大学院音楽芸術研究科3月試験)	沖縄県立芸術大学	実施なし	-
	試験の得点又は段階評価	教務学生課		
50	沖縄県立芸術大学入学試験 (大学院音楽芸術研究科)	沖縄県立芸術大学	令和6年11月5日 ～	10
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和6年12月3日	
51	沖縄県立芸術大学入学試験 (大学院芸術文化学研究科 (後期博士課程))	沖縄県立芸術大学	令和7年3月11日 ～	3
	試験の得点又は段階評価	教務学生課	令和7年3月31日	
52	公立大学法人沖縄県立芸術大学職員採用試験	沖縄県立芸術大学	令和6年10月4日 ～	5
	第1次試験の得点及び順位	総務課	令和6年10月17日	
53	公立大学法人沖縄県立芸術大学職員採用試験	沖縄県立芸術大学	令和6年12月2日 ～	5
	第2次試験の得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和6年12月13日	
54	沖縄県立看護大学入学試験 (一般選抜試験)	沖縄県立看護大学	令和6年4月22日 ～	25
	試験の得点及び合計点	学務課	令和6年5月21日	
55	公立大学法人沖縄県立看護大学職員採用試験	沖縄県立看護大学	令和6年4月1日 ～	0
	第1次試験の得点及び順位	総務課	令和7年3月31日	
56	公立大学法人沖縄県立看護大学職員採用試験	沖縄県立看護大学	令和6年4月1日 ～	0
	第2次試験の得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和7年3月31日	

## 4 個人情報の請求処理状況

### (1) 開示請求

表4 開示請求の処理状況

(単位:件)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計
請求件数		210	2,459	2,669	241	1,311	1,552	154	1,407	1,561	140		140	280		280
処 理 状 況	決定内容															
	開示	72	2,459	2,531	68	1,311	1,379	32	1,407	1,439	16		16	83		83
	部分開示	132	0	132	163	0	163	111	0	111	118		118	178		178
	不開示	6	0	6	3	0	3	5	0	5	4		4	3		3
	不存在	4	0	4	14	0	14	13	0	13	7		7	20		20
	小計	214	2,459	2,673	248	1,311	1,559	161	1,407	1,568	145		145	284		284
	取下げ	3	0	3	5	0	5	2	0	2	3		3	3		3
検討中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	
合計		217	2,459	2,676	253	1,311	1,564	163	1,407	1,570	148		148	287		287

(注) 請求1件に対し複数の処理を行う場合があるため、請求件数と処理状況の合計は一致しない。

### (2) その他の請求等

表5 その他の請求の処理状況

(単位:件)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訂 正 請 求	請求件数	0	1	0	1	5
	処理状況					
	訂正	0	0	0	0	2
	不訂正	0	1	0	1	3
利 用 停 止 請 求	請求件数	0	0	0	1	0
	処理状況					
	利用停止	0	0	0	0	0
	利用不停止	0	0	0	1	0
苦 情 申 出	受付件数	0	3	4	4	6
	処理	0	3	4	4	6

## 5 部分開示及び不開示理由の内訳

個人情報の開示可否の決定に関して、部分開示及び不開示決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表6 不開示事項別の該当件数

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1号 法令秘情報	9	2	3
第2号 本人の生命等を害するおそれのある情報	1	5	1
第3号 個人に関する情報	130	156	107
第4号 法人等に関する情報	5	2	3
第5号 公共の安全等に関する情報	66	24	22
第6号 評価等に関する情報	13	8	23
第7号 審議、検討等に関する情報	8	5	3
第8号 事務又は事業に関する情報	118	71	55
第9号 本人の利益と相反する情報	3	1	0
合 計	353	274	217

(単位：件)

区 分	令和5年度	令和6年度
第1号 本人の生命等を害するおそれのある情報	3	0
第2号 個人に関する情報	113	164
第3号 法人等に関する情報	6	3
第4号 国の安全等に関する情報	0	0
第5号 公共の安全等に関する情報	24	15
第6号 審議、検討等に関する情報	5	5
第7号 事務又は事業に関する情報	85	149
合 計	236	336

(注) 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数と一致しない。

(注) 令和4年度までは沖縄県個人情報保護条例第15条、令和5年度以降は個人情報の保護に関する法律第78条の適用による。

## 6 不服申立ての状況

不開示決定等の処分に係る不服申立てに対する実施機関の決定及び沖縄県個人情報保護審査会における処理状況は次のとおりである。

表7 不服申立ての処理状況（開示可否等の決定）

（単位：件）

区分 年度	不服 申立	取下げ	諮問	個人情報保護 審査会		答申の内容				重要事項 (不服申立以外)		重要事項 含む審議 回数
				審議 回数	答申	認容		棄却	却下	諮問	答申	
						全部	一部					
R2	3 (1)	0	3 (1)	8	3 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	8
R3	13 (3)	1	11 (0)	9	4 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	9
R4	10 (8)	0	9 (7)	9	3 (3)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	9
R5	9 (6)	0	9 (5)	9	7 (4)	0 (0)	2 (1)	5 (3)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	9
R6	6 (4)	0	6 (2)	10	3 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0

※ 括弧書は前年度からの継続案件で内数である。

※ 不服申立てをした年度と諮問をした年度が異なる場合、不服申立件数と諮問件数が一致しない。

- 令和2年度の審査請求に係る諮問済3件全てについて答申した。  
この他、重要事項2件（目的外提供1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、全てについて答申した。
- 令和3年度の審査請求に係る諮問済11件のうち、4件について答申した。  
この他、重要事項3件（目的外提供1件、目的外利用1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、2件（目的外提供1件、目的外利用1件）について答申した。
- 令和4年度の審査請求に係る諮問済9件について、3件答申した（事案併合があったため、諮問件数と答申件数は一致しないが、諮問された4件について答申した。）。  
この他、重要事項2件（特定個人情報評価書1件、条例制定1件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、条例制定1件）について答申した。
- 令和5年度の審査請求に係る諮問済9件について、7件答申した。  
この他、重要事項2件（特定個人情報評価書1件、管理要綱制定1件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、管理要綱制定1件）について答申した。
- 令和6年度の審査請求に係る諮問済6件について、3件答申した。

## 7 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況

実施機関からの諮問事項の審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、知事の附属機関として沖縄県個人情報保護審査会設置条例第1条の規定に基づき「沖縄県個人情報保護審査会」が設置されている。

審査会の委員の任期は2年、令和6年度の審査会開催回数は10回となっている。

表8 沖縄県個人情報保護審査会委員名簿（会長以外は五十音順）

任期：令和7年2月27日～令和9年2月26日（2年）（令和7年3月31日現在）

氏名	役職等	備考
上江洲 純子	沖縄国際大学教授	会長
尾辻 克敏	弁護士	会長職務代理者
川崎 幸治	弁護士	
島袋 彩子	フリーアナウンサー	
西山 千絵	琉球大学准教授	

表9 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
令和6年4月26日	第215回	(1) 沖縄県諮問総第8号(特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求) (2) 沖公委(監)第12号(私が署名した警告書及び誓約書に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求) (3) 沖公委(監)第79号(特定住所地の現状の車庫証明に関する書類に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求)
令和6年5月28日	第216回	(1) 沖縄県諮問総第8号(特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求) (2) 沖公委(監)第12号(私が署名した警告書及び誓約書に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求) (3) 沖公委(監)第79号(特定住所地の現状の車庫証明に関する書類に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求)
令和6年6月18日	第217回	(2) 沖公委(監)第12号(私が署名した警告書及び誓約書に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求) (3) 沖公委(監)第79号(特定住所地の現状の車庫証明に関する書類に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求)
令和6年7月25日	第218回	(2) 沖公委(監)第12号(私が署名した警告書及び誓約書に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求) (3) 沖公委(監)第79号(特定住所地の現状の車庫証明に関する書類に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求)
令和6年9月18日	第219回	(2) 沖公委(監)第12号(私が署名した警告書及び誓約書に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求) (4) 沖公委(監)第190号(特定期間中に夫からの暴力の件で110番通報した件、及び相談した記録に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求)
令和6年10月18日	第220回	(2) 沖公委(監)第12号(私が署名した警告書及び誓約書に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求)

		(4) 沖公委（監）第190号（特定期間中に夫からの暴力の件で110番通報した件、及び相談した記録に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求）
令和6年11月21日	第221回	(2) 沖公委（監）第12号（私が署名した警告書及び誓約書に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求） (4) 沖公委（監）第190号（特定期間中に夫からの暴力の件で110番通報した件、及び相談した記録に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求） (5) 沖縄県諮問生第7号（特定日に私に対して行った説明の処理結果に関する文書に係る保有個人情報開示決定に対する審査請求） (6) 沖公委（監）第235号（特定日に特定場所で発生したひき逃げ事故に関し私が通報した記録等、及び特定期間中の私と特定署との全てのやり取りに係る保有個人情報部分開示決定等に対する審査請求）
令和6年12月27日	第222回	(4) 沖公委（監）第190号（特定期間中に夫からの暴力の件で110番通報した件、及び相談した記録に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求） (5) 沖縄県諮問生第7号（特定日に私に対して行った説明の処理結果に関する文書に係る保有個人情報開示決定に対する審査請求） (6) 沖公委（監）第235号（特定日に特定場所で発生したひき逃げ事故に関し私が通報した記録等、及び特定期間中の私と特定署との全てのやり取りに係る保有個人情報部分開示決定等に対する審査請求）
令和7年1月23日	第223回	(4) 沖公委（監）第190号（特定期間中に夫からの暴力の件で110番通報した件、及び相談した記録に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求） (5) 沖縄県諮問生第7号（特定日に私に対して行った説明の処理結果に関する文書に係る保有個人情報開示決定に対する審査請求） (6) 沖公委（監）第235号（特定日に特定場所で発生したひき逃げ事故に関し私が通報した記録等、及び特定期間中の私と特定署との全てのやり取りに係る保有個人情報部分開示決定等に対する審査請求）

令和7年3月17日	第224回	<p>(4) 沖公委（監）第190号（特定期間中に夫からの暴力の件で110番通報した件、及び相談した記録に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求）</p> <p>(5) 沖縄県諮問生第7号（特定日に私に対して行った説明の処理結果に関する文書に係る保有個人情報開示決定に対する審査請求）</p> <p>(6) 沖公委（監）第235号（特定日に特定場所で発生したひき逃げ事故に関し私が通報した記録等、及び特定期間中の私と特定署との全てのやり取りに係る保有個人情報部分開示決定等に対する審査請求）</p>
-----------	-------	--

## 8 不服申立ての処理状況一覧

表10 不服申立ての処理状況

整理番号	不服申立て 年月日	該当公文書	原 決 定	不開示 根拠 (条例第15 条各号、法 第78条第1 項各号)	不開示部分	個人情報保護 審 査 会	不服申立てに 対する決定(裁決)	備 考
	実施機関 (諮問番号)		①開示請求年月日 ②決定年月日 ③決定状況			①諮問年月日 ②答申年月日 ③答申番号 ④答申内容	①決定年月日 ②決定内容	
1	R3. 10. 29 知事 総務私学課 (沖縄県諮問総 第8号)	総務私学課における特定中学校におけるいじめ問題への対応及び青少年・子ども家庭課との記録、学校との記録	①R3. 8. 23 ②R3. 10. 6 ③部分開示	第15条 第3号 第15条 第6号 第15条 第7号	開示請求者以外の個人に関する情報 評価等に関する情報 審議、検討等に関する情報	①R4. 2. 28 ②R6. 6. 4 ③第114号 ④不開示部分を不開示とした決定については、結論において妥当である。	①R7. 10. 3 ②棄却	
2	R5. 11. 21 警察本部長 交通規制課 (沖公委(監) 第79号)	請求人に係る自動車保管場所証明申請書等下記6枚 (①自動車保管場所証明書、②保管場所標章交付申請書、③保管場所使用承諾証明書、④保管場所の所在地・配置図、⑤委任状、⑥自動車保管場所現地調査結果報告書)	①R5. 10. 20 ②R5. 11. 6 ③部分開示	第78条 第2号	警部補以下の職員氏名	①R6. 4. 12 ②R6. 8. 1 ③第115号 ④部分開示決定については、妥当である。	①R6. 9. 26 ②棄却	
3	R5. 10. 19 警察本部長 人身安全対策課 (沖公委(監) 第12号)	※訂正請求 警告書及び誓約書	①R5. 7. 28 ②R5. 8. 28 ③不訂正	訂正請求 とは認め られない	申出の箇所(誓約書の自筆部分)については、令和1年5月27日に請求者が記載した正確な年月日、住所、氏名であり、保有個人情報の内容の不備は認められない。	①R6. 1. 25 ②R6. 12. 3 ③第116号 ④不訂正決定については、妥当である。	①R7. 2. 6 ②棄却	
4	R6. 2. 27 警察本部長 広報相談課・人 身安全対策課・ 通信指令課 (沖公委(監) 第190号)	相談処理表 配偶者からの暴力 事案認知票 警察通報用電話 (110番)受理用紙	①R6. 2. 5 ②R6. 2. 19 ③部分開示	第78条 第2号 第78条 第5号 第78条 第7号	警部補以下の職員氏名 開示請求者以外の個人に関する情報 公共の安全等に関する情報 事務又は事業に関する情報	①R6. 9. 6 ② ③ ④	① ②	継続 案件
5	R6. 8. 5 知事 保護・援護課 (沖縄県諮問生 第7号)	苦情に関する調査 実施についての回 答とその決裁にか かる資料	①R6. 6. 4 ②R6. 7. 19 ③開示			①R6. 10. 16 ② ③ ④	① ②	継続 案件
6	R6. 4. 25 警察本部長 通信指令課・人 身安全対策課・ 交通指導課 (沖公委(監) 第235号)	警察通報用電話 (110番)受理用紙 配偶者暴力事案経 過票 行政報告書 電話通信用紙	①R6. 4. 10 ②R6. 4. 24 ③部分開示、 不開示(不在 在)	第78条 第2号 第78条 第7号 不存在	警部補以下の職員氏名 事務又は事業に関する情報 本件請求に関する公文書の作成及び保有がないため。	①R6. 10. 18 ② ③ ④	① ②	継続 案件

## 9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要

### 沖縄県個人情報保護審査会答申第 114 号 概要

①件名	特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和3年8月23日（受理：令和3年8月23日）
③実施機関	沖縄県知事（沖縄県総務部総務私学課）
④決定年月日	令和3年10月6日（総総第1922号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>条例第15条第3号：開示請求者以外の第三者の個人情報が含まれているため。</p> <p>条例第15条第6号：個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。</p> <p>条例第15条第7号：審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。</p>
⑦審査請求年月日	令和3年10月29日
⑧審査請求の趣旨	黒塗り部分の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	重大ないじめ事件であるため包み隠さず、真摯に受け取め対応してほしい。
⑩諮問年月日	令和4年2月28日（沖縄県諮問総第8号）
⑪答申年月日	令和6年6月4日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、令和3年10月6日付け総総第1922号による保有個人情報部分開示決定において、不開示部分を不開示とした決定については、結論において妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>1 保有個人情報の特定について</p> <p>当審査会において、実施機関が特定した本件公文書を見分したところ、全てについて、審査請求人に係る保有個人情報が記載された文書であるとは判断できない。</p> <p>本件公文書は審査請求人の子の個人情報であり、本件開示請求は子の法定代理人として行う開示請求ではないことから、そもそも実施機関は本件公文書を開示対象の文書として特定すべきではなかった。</p> <p>したがって、本件公文書は特定すべき文書ではなく、審査請求人</p>

に開示されるべき情報ではない。

## 2 本件公文書に係る部分開示決定の妥当性について

上記1で述べたとおり、本件公文書については、本件審査請求人の子の個人情報であり、審査請求人の個人情報とは認められないため、本件請求の対象外とすべき文書であった。

しかしながら、行政不服審査法第48条は不利益変更を禁止していることから、既に開示処分がなされた部分については当審査会は判断せず、不開示部分のみの妥当性の判断を行うこととした。

実施機関が本件公文書について不開示とした部分については、審査請求人の子の個人情報であることから、結論において実施機関の決定は妥当であると言わざるを得ない。

## 3 付言

実施機関は、審査請求人が、本件に先行して子の法定代理人として行った本件と同様の保有個人情報開示請求（沖縄県諮問総第7号）に対して、部分的ながら子の個人情報の開示を行った。

そして本件開示請求において、実施機関は開示請求の主体が別であることを認識しながらも、既に開示処分がなされているとの理由をもって、本件開示請求と重複すると判断した個人情報は特定の対象から除外したところである。

しかしながら、開示請求の主体が異なれば、対象となる保有個人情報の「特定」の捉え方や、同じ特定文書においても開示決定の範囲が異なる余地が生じると解されるため、本件の実施機関の判断は適切ではない。

また、実施機関は本件請求に係る保有個人情報部分開示決定通知書の「実施機関が特定した保有個人情報の件名」欄（以下「件名欄」という。）に、「総務私学課における〇〇中学校におけるいじめ問題への対応及び青少年子ども家庭課との記録、学校との記録について」と記載しており、特定した公文書の個別の名称を記載していない。

沖縄県個人情報保護事務取扱要綱（平成20年2月15日制定）において、保有個人情報部分開示決定通知書等の件名欄には、開示請求に係る保有個人情報として特定した公文書の名称を記載することとされ、複数の公文書を特定した場合は、それぞれの公文書の名称を記載することとしていることから、実施機関の記載は不十分であったといわざるを得ない。

今後、実施機関は、保有個人情報の開示請求の制度趣旨に則り、慎重かつ適正な運用を行うよう強く要望する。

沖縄県個人情報保護審査会答申第 115 号 概要

①件名	特定住所地の現状の車庫証明に関する書類に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 5 年 10 月 20 日（受理：令和 5 年 10 月 20 日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（交通部交通規制課）
④決定年月日	令和 5 年 11 月 6 日（沖交規第 4822 号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>法第 78 条第 1 項第 2 号（個人に関する情報）に該当。</p> <p>開示することにより、当該個人の利益、権利を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるとして、沖縄県情報公開条例施行規則第 2 条で定める職（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）に該当することから不開示とする。</p> <p>なお、個人情報の保護に関する法律施行条例第 3 条の規定により、沖縄県情報公開条例第 7 条第 2 号ウに掲げる情報（公務員の職、氏名等）は原則開示されることとなっているが、当該開示される情報から警部補以下の職にある公務員の氏名は除かれている。</p>
⑦審査請求年月日	令和 5 年 11 月 21 日（受理：令和 5 年 11 月 24 日）
⑧審査請求の趣旨	全保有個人情報開示の請求（不開示とした決裁欄及び作成者欄を除く）
⑨審査請求理由要旨	<p>令和 5 年 10 月 20 日付で保有個人情報の開示請求を行い、令和 5 年 11 月 6 日付沖交規第 4822 号にて保有個人情報の部分開示の決定通知を受けたが、開示請求の趣旨は同所在地に申請された自他全ての者に対しての車庫証明に関する個人情報の開示であったが、その目的を達成しておらず土地、建物の権利者として敷地利用権及び、所有権に基づく民事訴訟等法的請求（車両等収去土地明け渡し及び、損害賠償請求）を行う対象者確定の根拠資料として重要な資料となり得るが不開示とした理由すら述べられていない為、納得できないので開示された自己以外全ての者の車庫証明に関する保有個人情報の追加の開示を請求するものである。</p>
⑩諮問年月日	令和 6 年 4 月 12 日（沖公委（監）第 79 号）
⑪答申年月日	令和 6 年 8 月 1 日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和 5 年 11 月 6 日付沖交規第 4822 号の保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>審査請求人は本件処分における不開示部分について審査請求の開示対象としていないことから、審査会は「開示された自己以</p>

外全ての者の車庫証明に関する保有個人情報の追加の開示を請求する。」という審査請求人の主張について、次のとおり判断する。

1 法第76条第1項の該当性について

本条項の文言どおり、開示請求の対象となる情報は「自己を本人とする保有個人情報」とされており、自己以外の者の保有個人情報は本条項に該当せず、開示請求の対象とならないことは明らかである。

したがって、特定住所地における自己以外の者の保有個人情報の開示を求める審査請求人の主張は認められない。

2 法第78条第1項の該当性について

本条項は、開示請求に係る保有個人情報に同項各号に掲げる不開示情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないと規定している。

上記1で判断したとおり、自己以外の者の保有個人情報は開示請求の対象とならないことから、本条項を適用する余地はなく、この点に反する審査請求人の主張は認められない。

3 不開示理由の通知について

審査請求書における、「不開示とした理由すら述べられていない」という審査請求人の主張について、開示請求に対する措置として、法第82条第2項は「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき・・・は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

しかしながら、自己以外の者の保有個人情報を開示しない場合には、法第78条第1項を適用する余地はなく、審査請求人が主張する、審査請求人以外の者の保有個人情報を不開示とした理由を述べなかった実施機関の対応に何ら問題はない。

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

沖縄県個人情報保護審査会答申第 116 号 概要

①件名	私が署名した警告書及び誓約書に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求
②訂正請求年月日	令和 5 年 7 月 28 日（受理：令和 5 年 7 月 28 日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（生活安全部人身安全対策課）
④決定年月日	令和 5 年 8 月 28 日（沖人安第 2505 号）
⑤決定内容	保有個人情報不訂正決定
⑥決定理由	申出書の箇所（誓約書の自筆部分）については、令和元年 5 月 27 日に審査請求人が記載した正確な年月日、住所、氏名であり、保有個人情報の内容の不備は認められないため。
⑦審査請求年月日	令和 5 年 10 月 19 日（受理：令和 5 年 10 月 23 日）
⑧審査請求の趣旨	個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 34 条ないし第 92 条に基づき、訂正する旨の裁決を求める。
⑨審査請求理由要旨	<p>(1) 「警告書及び誓約書」（以下「本件文書」という。）は、審査請求人が自宅療養中に、特定署職員らが突然に審査請求人宅へ来訪し、審査請求人が納得していない状況下で署名させたものであり、審査請求人が本件文書に署名をした行為は自由意思に反する誤りである。よって、速やかに訂正されたい。</p> <p>(2) 法第 92 条によれば、行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。過去においても現在においても、令和元年 5 月 27 日時点で審査請求人がストーカー行為等の規制に関する法律に規定するつきまとい行為を行ったという事実は存在せず、本件文書に審査請求人の署名があることは事実と合致しない誤りである。よって、事実誤認を速やかに訂正されたい。</p>
⑩諮問年月日	令和 6 年 1 月 25 日（沖公委（監）第 12 号）
⑪答申年月日	令和 6 年 12 月 3 日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和 5 年 8 月 28 日付け沖人安第 2505 号の保有個人情報不訂正決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>1 法第 90 条第 1 項の該当性について</p> <p>(1) 本条項の趣旨</p> <p>法第 90 条第 1 項では、何人も自己を本人とする保有個人情報（「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」及び「開示決定に係る保有個人情報であって、法第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの」に限る。）の内容が事実でないと思料するときに当該保有個人情報の訂正請求を行う</p>

ことができるとしている。

(2) 該当性の判断

本文書は、法第 82 条第 1 項の開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であり、訂正請求の対象となるものである。

2 法第 92 条の該当性について

(1) 本条の趣旨

法第 92 条では、行政機関の長等（実施機関）は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならないとしている。

また、本条に規定している「訂正請求に理由があると認めるとき」とは、行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）をいう。

(2) 該当性の判断

本文書における年月日、住所、氏名の記載内容について、実施機関の調査によれば審査請求人自ら記載したとしており、審査請求人もその点について何ら異議を申し立てておらず、当事者双方に争いはない。

本件訂正請求の対象は「審査請求人が年月日、住所、氏名の箇所に記載した」ことが事実であるかということであり、本文書の趣旨に該当する事実である「ストーカー行為等の規制に関する法律に規定するつきまとい行為」が存在したかではない。

上記のとおり、本件訂正請求の対象が事実であるならば、本条に定める「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当せず、「保有個人情報の訂正をしなければならない」場合に該当するとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、本件訂正請求及び本件処分に対する反論の随所で、実施機関の対応が不適切であることを述べるとともに、特に自らストーカーでないことについて強く主張した。しかし、ストーカー行為があったか否かは審査会で判断できる問題ではなく、また判断する立場ではない。

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の結論を左右するものでもない。

4 付言

本件文書を一見した場合、ストーカー行為等の規制に関する法律に基づく警告書と誤解されてもやむを得ない外観を呈しているように見える。

また、個人情報の取得（法第 64 条）において、実施機関の説明に不十分な点があるように見え、審査請求人の主張も一部首肯できる面がある。しかしながら、この点については審査会で判断できる問題ではなく、訂正請求の理由には当たらない。

今後、実施機関は、行政指導の趣旨に則った慎重かつ適正な運用を検討するよう要望する。

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度  
令和6年度運用状況報告書  
令和8年3月発行

発行 沖縄県総務部総務私学課  
行政情報センター



〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号  
TEL. 098-866-2139  
FAX. 098-866-2911